

石運輸第64号の2
令和3年5月13日

旅客自動車運送事業者各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長
(公 印 省 略)

マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による
本人確認について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙のとおり通知があったので、了知願います。

北信交旅第81号
令和3年5月11日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長
〔公印省略〕

マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による
本人確認について、(通知)

標記について、自動車局長より別紙（令和3年4月23日付け国自旅第37号）のとおり通達があったので、了知するとともに、関係者あて周知されたい。





国自旅第37号
令和3年4月23日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による
本人確認について (通知)

標記について、令和2年6月26日付国自旅第77号「障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認について」において、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うことについて、バス・タクシー事業者に理解と協力を求めているところであります。

国においては、令和元年6月4日付のデジタル・ガバメント閣僚会議決定「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」のⅡ4.(5)各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化の推進において「障害者手帳等についても、マイナンバーカードとの一体化を検討する」としております。

そのような状況の中で、Webサービスの利用者がマイナンバーカードを活用して行政機関等の自己情報を取得し、民間事業者などのWebサービス提供者に提供する「マイナポータル(自己情報取得API)」を活用した、新たなサービスが内閣府において進められているところであり、令和2年6月17日から、内閣府から自己情報取得APIの利用承認を受け、公的認証された障害者情報を活用したサービスが、民間事業者によるスマートフォンのアプリケーションで提供されております。(以下「当該サービス」という。)

また、当該サービス(別紙)について、公証性や不正防止の観点からも「身体障害者手帳の様式等について」(平成31年3月29日障発0329第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)等により示された様式と同等であり、提供される当該サービスについて、身体障害者手帳等に代わるものとして運用することは差し支えないものと確認できました。

については、障害者等の移動等の利便性を向上する観点から、貴局管内のバス・タクシー事業者等に対し、障害者割引運賃による乗車時等の本人確認に関しては、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うとする国の方針に基づき、当該サービスについて、身体障害者手帳等と同様に取扱うよう、理解と協力を求めていますようお願いします。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会、一般社団法人全国個人タクシー協会及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会あて別添の依頼を行っている旨申し添えます。

(別紙)

1. 事業者名称
株式会社ミライロ
2. 利用サービス
障害者手帳アプリ「ミライロID」(別添1. 参照)
3. 利用開始日(マイナポータルとの連携開始日)
令和2年6月17日(別添2. 参照)
4. 障害者情報の範囲(別添3. 参照)
 - ・身体障害者手帳情報(自己情報取得API)
障害種別、等級、発行元自治体、番号、発行日、更新日
 - ・精神障害者保健福祉手帳情報(自己情報取得API)
障害種別、等級、番号、有効期限、発行日、更新日
5. 自動車局における確認内容
 - ・本事業者は、マイナポータル自己情報取得API(別添4. 参照)により、地方公共団体が保有する障害者情報を取得しており、当該サービスは身体障害者手帳等の様式に整合している。
 - ・本事業者は、マイナポータル自己情報取得APIの利用規約におけるセキュリティ要件を満たしており、当該サービスは不正防止が図られている。(別添5. 参照)
6. 留意事項
地方公共団体における知的障がい者のデータベースの整備については、令和4年度末までを目標として整備予定。

障害者手帳アプリ MIRAIRO ID



MIRAIRO ID

ミライロID 検索



ミライロIDで、障害者手帳の確認をスムーズに！
外出する障害者、向き合う企業、全ての方の便利をミライロIDが実現します。

ミライロIDで確認できる項目

- ① 手帳の種類
- ② 旅客運賃減額
- ③ マイナポータル連携の有無

身体障害者手帳の画面



精神障害者保健福祉手帳の画面



療育手帳の画面



POINT 1
手帳画像をパッと拡大！

POINT 2
手帳の切り替えも簡単！

手帳の詳細情報の確認方法



画面確認の際の注意項目

手帳の種類によって、表示される項目が異なります。画面を確認する際は、ご注意ください。

	身体	精神	療育
旅客運賃減額	第1種 / 第2種	なし	第1種 / 第2種
マイナポータル連携	 連携済 未連携 申請中	 連携済 未連携 申請中	なし (令和4年6月から表示予定)

※手帳画面が光る仕様になっています。

※連携済みのキャラクター(マイナちゃん)はアニメーションになっています。

ミライロID利用～確認の流れ

ユーザーは、以下の手順でミライロIDを利用しています。
事業者の皆さまは、ユーザーが提示する手帳画面をご確認ください。



事前に...

1 アプリをインストール

ミライロID



2 アプリの指示に従って 障害者手帳を撮影



3 ヘルプセンターで必要事項 を登録



窓口にて

※事業者の皆さまは下記をご確認ください

4 アプリを起動



5 窓口でホーム画面を提示



6 画面内容を確認



- ミライロIDの登録には、障害者手帳が必要となっています。
- ミライロIDでの確認が難しい場合は、障害者手帳の提示を依頼してください。
- アプリが最新でない場合、正しく表示されない場合があります。
- 本マニュアルは、2021年3月18日時点の内容です。内容は予告なく変更になる場合があります。

Q&A

よくある質問を掲載しています。
こちらからご確認ください。

ミライロID ヘルプセンター



お問い合わせ

ご質問やご相談は、こちらから
ご連絡ください。

✉ support@mirairo-id.jp



株式会社ミライロでは「障害者」と表記しています。「障がい者」と表記すると、視覚障害のある方が利用するスクリーン・リーダー（コンピュータの画面読み上げソフトウェア）では「さわりがいしゃ」と読み上げられてしまう場合があるためです。「障害は人ではなく環境にある」という考えのもと、漢字の表記のみにとらわれず、社会における「障害」と向き合っていくことを目指します。

ミライロ ID 利用規約

第1章 総則

第1条(規約の適用)

1. ミライロ ID 利用規約(以下「本規約」といいます)は、株式会社ミライロ(以下「当社」といいます)が運営する障害者手帳アプリ「ミライロ ID」に登録し、同 ID を利用する方(以下「ID 保有者」といい、次条で定義するものとします)に対して適用されます。
2. ミライロ ID は、スマートフォン等の画面に表示された同 ID を提示することにより、障害者手帳保有者の本人確認等に利用することができるものです。ただし、同 ID の提示を本人確認の方法として採用するか否かは、本人確認作業を行う各企業等の判断によるものです。各企業等がミライロ ID の提示により障害者手帳保有者の本人確認を行うことを認めているか否かについては、各 ID 保有者の責任において各企業等における取扱いをご確認の上、ミライロ ID をご利用ください。また、企業等がミライロ ID の提示を本人確認の方法として採用している場合であっても、当該企業等の判断により、ミライロ ID による本人確認が認められない場合があること(携帯電話の電池切れや故障等により画面表示ができない場合等)、また、障害者手帳の提示を求められる場合があること、その他、本人確認のために必要な事項に関する回答を求める等、本人確認のためのご協力を求める場合があることをご了承ください。
3. ミライロ ID は、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」との連携を行っています。ID 保有者はマイナポータルを通じて当社に対し障害者手帳の情報を提供することができますが、企業等の判断により、同手続をとられた方のみを対象とし、ミライロ ID の提示による本人確認を認めている場合があります。各企業の取扱い等については、各 ID 保有者の責任においてご確認ください。
4. 当社は、ID 保有者の許可なくミライロ ID のアプリをアップデートすることがあります。ID 保有者は、ミライロ ID について、常にアップデートされた最新のバージョンを利用することとし、アップデートされていないバージョンを利用することはできません。
5. ID 保有者は、ミライロ ID にログインすることにより、第三者が運営するアプリ等が提供する各種サービスを利用できる場合がありますが、かかるサービスには、これを提供する事業者等が定める利用規約その他の条件が適用されるものとします。
6. 本規約については、ID 保有者の一般の利益に適合するとき、又は、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、ID 保有者の同意なく変更することがあります。この場合、当社は、当社のホームページなどで、ID 保有者に対し、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその適用時期を事前にお知らせいたします。ID 保有者におかれましては、随時当社のホームページをご確認ください。

第2条(ID 保有者)

1. ID 保有者とは、本規約及びミライロ ID プライバシーポリシー(以下「プライバシーポリシー」といいます)に同意した上で、自己の保有する顔写真付きの障害者手帳をスマートフォン等のカメラ

で撮影したデータをミライロ ID のアプリ上で当社に送信する等の方法により、ミライロ ID の登録に必要な情報を当社に送信した者をいいます(以下、本規約及びプライバシーポリシーへの同意並びに当該情報の送信までの手続きを、「ID 登録」といいます)。なお、顔写真のない障害者手帳については、ID 登録を認めておりません。

2. ID 保有者は、ID 登録手続後、マイナポータルを通じ、マイナンバーカード上の障害者手帳の情報を当社に対し提供することができます。当社は、マイナポータルを通じ情報提供がなされた場合、当該情報と、ID 登録手続によって当社に送信された情報が正しいものか否か等の確認作業を行わせていただきます。
3. 1. の手続を経て登録された内容に不備があった場合において、当社にて不備の補正が可能な場合は当社にて補正を行い、当該 ID 保有者にその旨通知致します。当社にて不備の補正を行うことができない場合(当社に送信された障害者手帳の頁が誤っている等)は、当社から当該 ID 保有者に対し不備内容を通知しますので、当該 ID 保有者にて同通知に基づき、再度登録手続を行ってください。
4. 当社は、ミライロ ID 登録を完了された方であっても、当社にて行う登録内容の確認作業の結果、不正登録の疑いがある方及びその他当社が不相当と判断した方については、直ちにミライロ ID の利用停止及び ID 保有者としての資格剥奪等の措置をとらせていただく場合があります。

第3条 (ID 登録及び変更等)

1. 利用者は、ID 登録に際して以下の条件をお守りください。
 - i. ID 登録の手続は、原則、当該障害者手帳の保有者ご自身によって行っていただくものとし、代理による登録は認めません。ただし、ご自身での手続が困難な場合は、その限りではございません。
 - ii. ID 保有者は、メールアドレスを登録することにより、当該メールアドレスによりミライロ ID にログインをすることができるようになりますが、登録にあたっては、利用者ご自身の保有するメールアドレスをご使用ください。他人のメールアドレスでのご登録はお断りします。会社や学校、ご家族等、複数の人によってメールアドレスを共用されている場合においては、共用者の総意で ID 登録のために当該メールアドレスを使用することを ID 保有者に認める場合に限り、当該メールアドレスでの ID 登録を認めるものとします。ただし、この場合もミライロ ID にかかるサービスの利用については ID 保有者ご自身に限定するものとします。
 - iii. 障害者手帳の記載内容が変更となり、障害者手帳の再交付を受けられた場合は、改めて、再交付された障害者手帳の情報に基づいて ID 登録を行ってください。その場合、元の障害者手帳の情報に基づき登録されていたミライロ ID については、速やかに退会手続をとってください。再交付された障害者手帳の情報に基づいた ID 登録をされない場合、直ちにミライロ ID の利用停止及び ID 保有者としての資格剥奪等の措置をとらせていただく場合があります。
 - iv. メールアドレス等、障害者手帳に記載された事項以外のミライロ ID の登録事項に変更があった場合、ID 保有者は速やかにご登録内容の変更を行ってください。
 - v. ID 保有者が交付を受けていた障害者手帳につき、交付理由となっていた障害を有しなくなったこと等により、当該障害者手帳を発行元自治体に返還することとなった場合、同障害者手帳の情報に基づき登録されていたミライロ ID については、速やかに退会手続をとってください。ID 保有者において障害者手帳を返還されたにもかかわらず、ミライロ ID の退会手続をとられていな

いことが判明した場合、当社にて、直ちにミライロ ID の利用停止及び ID 保有者としての資格剥奪等の措置をとらせていただくことがあります。

vi. 1 人の利用者による複数のミライロ ID の登録もしくは保有は認めていません。

2. ID 保有者が、自己の ID を他人に貸与し又はその他の方法により他人に利用させることは固く禁じます。
3. ID 保有者は、ミライロ ID にログインする際、ID 登録時に登録した暗証番号を入力するかあるいは指紋認証を行っていただく必要があります。当社は、当該暗証番号の入力又は指紋認証によりログインされた後に行われた行為を、ID 保有者による行為とみなします。万一、暗証番号の盗用又はその他の方法によりミライロ ID が不正使用された場合であっても、当社に帰責事由がない限り、当社は当該行為の責任を負いません。
4. ID 保有者は、ミライロ ID のアプリをダウンロードしたスマートフォン等を紛失された場合は、速やかに当社サポートセンター（問い合わせフォームの URL）へご連絡ください。同連絡を受けた場合、サポートセンターにて、当該 ID の利用停止措置をとらせていただきます。紛失後サポートセンターにて利用停止措置をとるまでの間に第三者によりミライロ ID を不正利用された場合であっても、当社は一切責任を負いません。
5. 当社は、下記の場合、ID 保有者への事前通知を行うことなく登録されたミライロ ID の抹消、登録メールアドレスの削除ならびに ID 保有者の資格剥奪、損害賠償請求等の必要な対応（法的措置を含みますが、これに限りません）を行うことがあります。なお、当該対応の結果、ID 保有者に損害や不利益が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - i. ID 保有者に対する当社からの電子メール等による各種連絡が直近 3 年間送付できない状態にある場合
 - ii. 不正に ID 登録手続きを行い、ID を取得した場合
 - iii. ID 保有者が本規約に違反すると当社が判断する場合またはそのおそれがあると当社が判断する場合
 - iv. 当社がミライロ ID の運営上不適当と判断する行為を ID 保有者が行った場合

第 4 条（ID 保有者の禁止事項）

1. ID 保有者は、ミライロ ID にかかるサービスを利用するにあたり、以下に該当するまたは該当するおそれがあると当社が判断する行為を行わないものとします。
 - i. 他の ID 保有者または第三者の財産又はプライバシー等を侵害する行為
 - ii. 他の ID 保有者または第三者に対する誹謗中傷、迷惑となる行為又は不快感を抱かせる行為
 - iii. 障害者手帳等の本人確認書類の登録を行う場合において、第三者の本人確認書類の登録を行う、偽造された又は内容虚偽の本人確認書類の登録を行うなど、登録された本人確認書類に表示された者と ID 保有者との間における人格の同一性を偽る一切の行為
 - iv. 当社のサーバー等のコンピュータに不正にアクセスしたり、有害なコンピュータプログラム、有害なメール等を送信したり、又は書き込んだりする行為
 - v. 犯罪的行為に結びつく行為
 - vi. 当社に対する迷惑行為
 - vii. その他、法律、法令、公序良俗または本規約に違反する行為または違反のおそれのある行為

第5条（当社・ID保有者の責任）

1. 当社は、ID保有者によるミライロIDの利用（本項各号を含みますが、これに限りません）または利用不能により生じる以下の損害（ID保有者もしくは第三者に生じた精神的苦痛、またはその他の金銭的損失を含む不利益を含みますが、これに限りません）に関して当社に帰責事由がない限り一切の責任を負わないものとします。また、当社が責任を負う場合であっても、当社の責任は直接かつ通常の損害に限られるものとします。
 - i. 当社が相当の安全策を講じたにもかかわらず、ミライロIDの無断改変、ミライロIDに関するデータへの不正アクセス、コンピュータウィルスの混入等の不正行為が行われ、これに起因してID保有者に生じた損害
 - ii. 通信回線や、コンピュータ等の障害によるシステムまたはサービスの中断、遅滞、中止、データ消失、不正アクセスによりID保有者に生じた損害
2. 当社は、ID保有者がミライロIDを利用した場合に第三者とID保有者との間で生じたトラブルについて、当社に帰責事由がない限り一切責任を負わないものとし、ID保有者は自己の費用と責任で当該トラブルを解決するものとします。
3. ID保有者の本規約に違反する行為によって、当社または第三者が損害を被った場合、当該ID保有者は、自己の責任と費用をもって当該損害の一切を賠償しなければなりません。
4. ID保有者がミライロIDにログインすることにより、第三者が提供する各種サービスを利用した場合、かかるサービスに対する責任はこれを提供する事業者等が負うものとし、当社は何ら責任を負うものではありません。

第6条（個人情報の取扱）

1. 当社は、ID保有者のプライバシーを尊重し、ID保有者の個人情報の管理に細心の注意を払います。また、別途定めるプライバシーポリシーに従って、当社が取得したID保有者の個人情報（「個人情報」の定義は、プライバシーポリシー第2条の定義に従います。以下本規約において同様とします）を取り扱うものとします。
2. ID保有者は、ミライロID登録により、当社が、ID保有者の身体障害・知的障害・精神障害等にかかる情報及びその他の要配慮情報を取得することを承諾します。
3. ID保有者は、当社が、ミライロIDを障害者手帳保有者の本人確認手段として採用する企業、行政機関等に対し、ID保有者の個人データ及び要配慮個人情報を、提供することを承諾します。

第7条（属性情報・行動履歴の取得及び利用）

1. 当社は、ID保有者がミライロIDにログインした上で第三者が運営するアプリ等が提供する各種サービスを利用することにより、当社に提供された年齢や性別、居住地域等の属性情報（組み合わせることによっても個人が特定できないものに限られます）および同各種サービスにおけるID保有者の行動履歴（アクセスしたURL、コンテンツ、参照順等）を取得すること、および当該属性情報・当該行動履歴に基づき作成された統計データについて、法令に基づく範囲で何らの制限なく利用することができることに、ID保有者は予め承諾します。なお、当社は、法律上の根拠に基づき要求された場合およびID保有者の同意を得た場合を除き、ID保有者個人を特定できる情報を第三者に開示しないものとします。

2. 当社は、ID 保有者がミライロ ID にログインした上で前項の各種サービスを利用した場合、個人を特定したうえで、これまでに取得した属性情報および行動履歴を用いて、当該 ID 保有者に対する広告等の配信・表示等を行うことができるものとし、ID 保有者はこれを予め承諾します。

第 8 条（対象サービスの変更・中断・終了）

1. 当社は、ID 保有者に事前に通知することなく、ミライロ ID にかかるサービスの全部または一部を変更、中断、終了することができるものとします。ただし、当社が同サービスの全部を終了する場合には、ID 保有者に対し、終了日の 1 ヶ月前までに当社の定める方法で通知するものとします。
2. ミライロ ID にかかるサービスの全部または一部の変更・中断・終了に伴い、ID 保有者に不利益や損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 9 条（反社会的勢力の排除）

1. ID 保有者は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - i. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団 準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを暴力団員等といいます）
 - ii. 暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
 - iii. 自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係にある者
 - iv. 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者
2. ID 保有者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - i. 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ii. 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - iii. その他前各号に準ずる行為
3. ID 保有者は前 2 項に違反したときは、ミライロ ID の抹消およびミライロ ID にかかるサービスの利用停止を異議なく受け入れるものとします。また、その結果、当該 ID 保有者に損害や不利益が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 10 条（権利義務の譲渡禁止）

1. ID 保有者は、ID 保有者としての地位および当該地位に基づく権利義務を、当社が予め承諾した場合を除き、第三者に譲渡または担保に供してはならないものとします。

第 11 条（準拠法および管轄）

1. 本規約は日本法に基づいて解釈され、本規約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、大阪地方裁判所とします。

第2章 ミライロクーポンサービスに関する特則

第12条(適用対象)

1. 本章は、当社の提供するミライロクーポンサービスに適用されるものとします。本章に定め無き事項は、本規約および別途当社が制定するその他一切の規則が適用されるものとします。

第13条(ミライロクーポンサービスの内容)

1. ミライロクーポンサービスとは、当社が掲載することを認めた各種商品・サービスの情報(以下「クーポン情報」といいます)を、ミライロIDにおける当社が指定する表示枠に掲載し、それに伴い、ID保有者が、当該商品・サービスの提供を行う企業(以下「掲載企業」といいます)との間において、当該各種商品・サービスを購入あるいは利用するためのクーポン(以下「クーポン」といいます)を発行するサービスをいいます。なお、クーポンの発行は、ミライロIDのアプリ画面上におけるクーポンの表示によります。
2. クーポンの内容、クーポンの有効期間、利用条件その他の諸条件は、掲載企業がクーポンにおいて定めるものとし、ID保有者のうちクーポンを利用する者(以下「クーポン利用者」といいます)はクーポンを受領する都度これらの内容を確認した上で、自らの責任のもと、クーポンを利用することができるものとします。

第14条(禁止事項)

1. クーポン利用者は、ミライロクーポンサービスを利用するにあたり、以下の行為をしてはならないものとします。
 - i. クーポンに関し、第三者に対する譲渡・担保権の設定を行うこと。
 - ii. クーポン情報を含む情報を、ミライロクーポンサービスの利用以外の目的で使用すること。
 - iii. クーポン情報を含む情報を、外部に転載・複製すること。
 - iv. 第三者になりすましてミライロクーポンサービスを利用すること。
 - v. 当社又は第三者の権利利益を侵害し、あるいは侵害する恐れのある行為をすること。
 - vi. 本規約その他当社が制定する一切のルールに対する違反行為をすること。
 - vii. ミライロIDの保有者以外の者がミライロクーポンサービスを利用すること。
 - viii. その他、当社が不適切と判断する一切の行為

第15条(本規約の違反に対する対応)

1. 本章を含め、クーポン利用者が本規約の定め違反した場合には、当社は、当該違反を行ったクーポン利用者に対し、事前の予告なく、下記のいずれかの対応を行うことができるものとします。
 - i. 本規約の違反をやめるよう警告をすること
 - ii. ミライロクーポンサービスの利用の停止
 - iii. ミライロID登録(ミライロIDに関する契約関係)の解除
 - iv. 違反事実のミライロクーポンサービス内外での開示

2. 当社は、上記の対応を行ったことによりクーポン利用者に生じた損害の発生につき、損害賠償、その他名目および方法を問わず、一切責任を負いません。

第16条（免責）

1. ミライロクーポンサービスに掲載されたクーポン情報に関し、当社は、クーポン情報の正確性・適法性・合目的性、その商品及びサービスに関する契約不適合がないことを保証するものではありません。
2. ミライロクーポンサービスは、クーポン利用者が掲載企業に対して提示して利用するものであり、クーポンの利用に関してクーポン利用者と掲載企業との間において紛争・トラブルが発生したとしても、当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除いて一切関知せず、クーポン利用者と掲載企業との間において解決するものとします。
3. 商品・サービスに関する契約（売買契約・役務の提供に関する契約等）は、掲載企業及びクーポン利用者との間で成立するものであり、当社とクーポン利用者との間に、売買契約・役務の提供に関する契約等が成立するものではありません。
4. 閉店や営業停止等の掲載企業の側の事情により、クーポンの利用を通じた商品・サービスの提供ができない場合であっても、当社はその責任を一切負わないものとします。

第17条（ミライロクーポンサービスの停止等）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、ミライロクーポンサービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
 - i. ミライロクーポンサービスに係るコンピューター・システムの点検、保守作業を緊急に行う場合
 - ii. コンピュータ、通信回線等の障害、過度なアクセス集中、不正アクセス、ハッキング等により、ミライロクーポンサービスの運営ができなくなった場合
 - iii. 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力により、ミライロクーポンサービスの運営ができなくなった場合
 - iv. その他、当社がミライロクーポンサービスの全部または一部を停止する必要があると判断した場合

（附則）

2019年7月1日 制定・施行

2020年1月8日 改訂

2020年1月29日 改訂

2020年2月14日 改訂

2020年6月17日 改訂

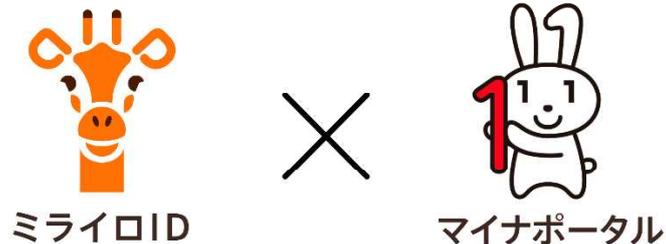
2021年1月28日 改訂

2021年3月26日 改訂

報道関係者各位

2020.06.16(火)
株式会社ミライロ

「マイナポータルAPI」の民間活用の第一号になりました
障害者手帳アプリ「ミライロID」がマイナポータルとの連携を開始！
～API連携により、情報の信頼性向上に繋がります～



株式会社ミライロ（本社：大阪府大阪市、代表取締役社長：垣内俊哉、以下「ミライロ」）は、運営する障害者手帳アプリ「ミライロID」において、マイナポータルとの連携を開始します。政府は6月17日から「マイナポータルAPI」の提供を開始し、その民間活用の第一号として「ミライロID」と連携します。

■ミライロIDとは

ミライロIDは、2019年7月1日にリリースした障害者手帳アプリです。あらかじめ障害者手帳を登録しておき、ミライロIDが使える施設や窓口でアプリの画面を提示することで、スムーズに障害者割引料金の適用等を受けられます。



■連携に至った背景

政府が運営するマイナポータルには「行政機関等が保有する自己情報を確認できるサービス」があり、この度、民間サービス等において、国民が、マイナンバーカードでの本人確認及び本人同意を行うことにより、簡単に自己情報の取得が行えるよう機能が拡充され、「マイナポータルAPI」としての提供が開始されました。

今回は、ミライロIDに登録される情報の信頼性向上に繋げるため、マイナポータルとの連携に至りました。



▲ミライロIDのホーム画面

■連携によって期待できること

①情報の信頼性が高まる

現状、ミライロIDには、障害者手帳の情報が登録されています。これからは、ユーザーが希望する場合は、障害者手帳に記載されている情報に加え、マイナポータルAPIから取得した情報も、ミライロIDに登録することが可能となります。

※今回の対象となる障害者手帳は、身体障害者手帳および精神障害者保健福祉手帳です。

②協力事業者の拡大が期待できる

API連携によって情報の信頼性が高まることから、障害者手帳の代替手段としてミライロIDに対応する協力事業者の拡大が期待できます。現在、ミライロIDは450の事業者で導入されており、駅やレジャー施設等3,500箇所、バスやタクシー等45,000台で利用可能です。今後、マイナポータルAPIをはじめとした外部サービスとの連携によって、さらなる利便性の向上を目指します。

③政府の取り組みに協力します

本連携を通して、マイナポータル・マイナンバー制度が実現する利便性の高い公平・公正な社会基盤の構築にも貢献します。

<本プレスリリースに関するお問合せ>

株式会社ミライロ 広報部 神保

【Mail】 press@mirairo.co.jp

※新型コロナウイルスの影響を受け、在宅勤務中のため、まずは一度メールでご連絡ください。こちらから折り返しさせていただきます。

以下、補足説明

■「ミライロID」について

障害者手帳を所有している方を対象としたスマートフォン向けアプリ。ユーザーは、障害者手帳の情報、福祉機器の仕様、求めるサポートの内容などを「ミライロID」に登録。公共機関や商業施設において、ユーザーが「ミライロID」を提示することで、障害者割引や、必要なサポートをスムーズに受けられる。

<詳細>

【HP】 <https://mirairo-id.jp/>

【リリース日】 2019年7月1日

【ユーザー数】 約1万人（2020年5月末時点）

【参画する事業者の数】 約450事業者（2020年5月末時点）

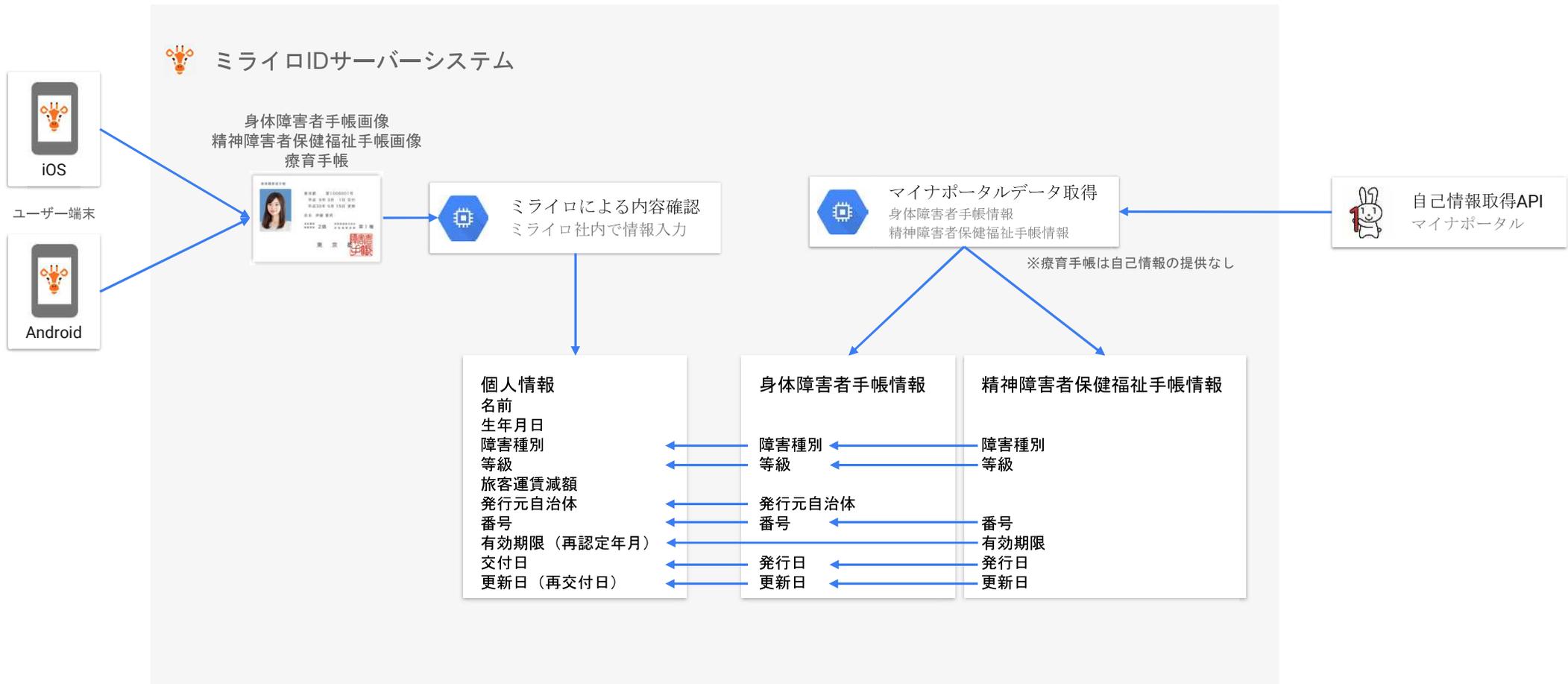
- ミライロIDが利用できる、駅やレジャー施設等の数 約3,500箇所
- ミライロIDが利用できる、バスやタクシー等の数 約45,000台

※ミライロIDの使える場所は、こちら (<https://mirairo-id.jp/place/>)

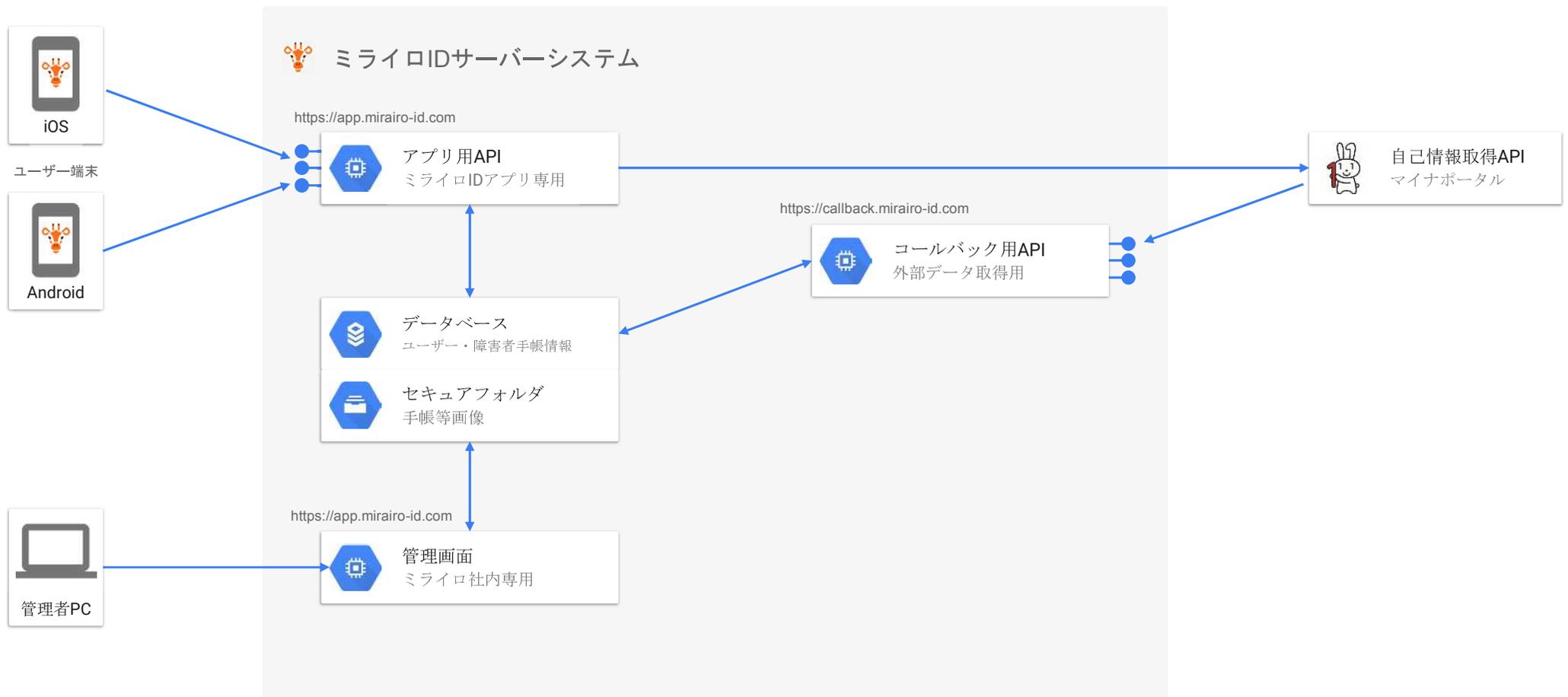
■「マイナポータルAPI」について

内閣府がマイナポータルで提供する「行政機関等が保有する自己情報(所得、世帯など)等の機能」をWebサービス提供者が利用できるよう開発、提供するAPI

ミライロID 自己情報取得APIにおける提供データフロー



ミライロID マイナポータルとのデータ連携全体図

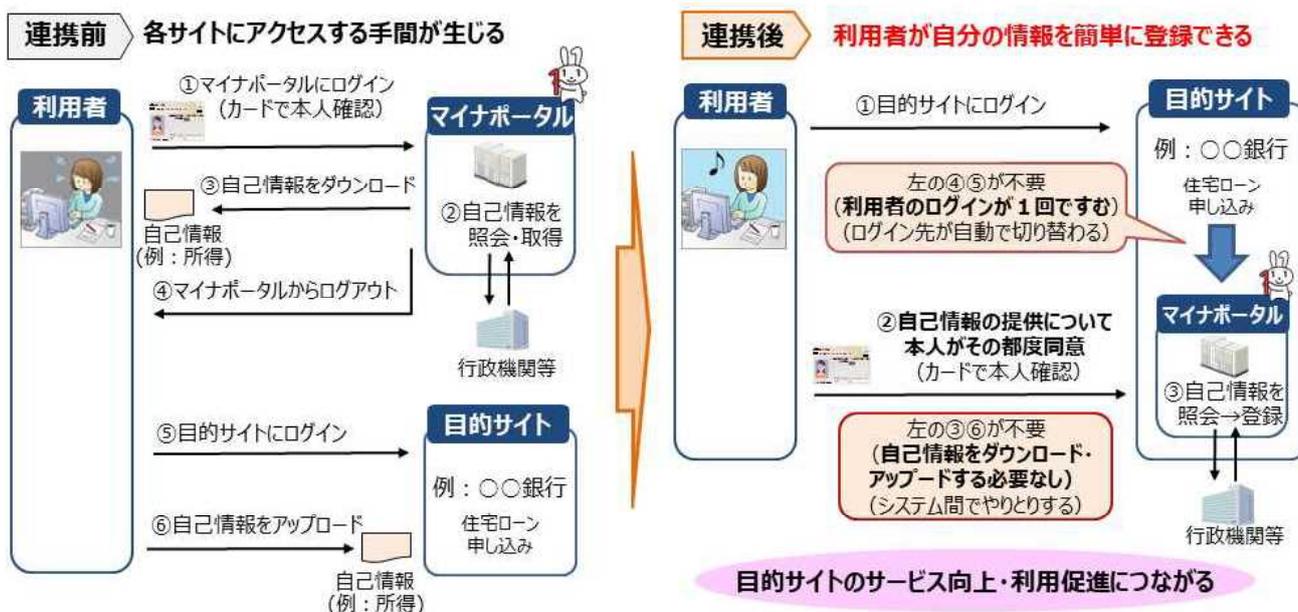


マイナポータルでの自己情報取得APIの仕組み

○ マイナポータルでは、利用者が、民間や自治体等が提供するウェブサイトで、本人が同意した上で、行政機関等が保有する自分の情報を簡単に登録できるよう、システム間で連携する機能を提供しています。

※令和元年11月に、自治体・民間事業者に連携のためのシステム仕様を公開。API連携の受付開始。

※令和2年6月に、ミライロの障害者手帳アプリとの連携を開始。



※API(アプリケーション・プログラム・インターフェース)により、外部のウェブサービスのシステムからマイナポータルにアクセスして、その機能を活用できるように連携

出典: マイナポータル関連HP (<https://myna.go.jp/html/api/index.html>)

マイナポータル自己情報取得 API 利用ガイドライン

1.2 版

令和3年3月19日

内閣府大臣官房番号制度担当室

改版履歴

項番	版数	改訂日	変更箇所	変更内容
1	1.0	R1/11/5	(新規)	-
2	1.1	R3/3/9	挿絵等 表 2.5-3	説明の挿絵を一部変更 稼働時間変更
3	1.2	R3/3/19	リンク先 手続フロー等	マイナポータル API サイトへのリンク API 利用開始後の手続きフロー 等

目次

1. はじめに.....	1
1.1. ガイドラインの目的.....	1
1.2. ガイドラインの対象者.....	1
1.3. マイナポータルとは.....	1
1.4. マイナポータルの API 提供とは.....	3
1.5. 「自己情報取得 API」とは.....	4
2. API 利用のメリット・概要.....	5
2.1. 概要.....	5
2.2. 想定されるユースケース.....	5
2.3. 画面変遷のイメージ.....	6
2.4. 取得できる情報.....	9
2.5. 即時取得できる曜日・時間.....	10
2.6. 自己情報の照会方法.....	12
2.7. Web サービス利用者が用意すべきもの.....	12
3. 自己情報取得 API を利用するための要件.....	13
3.1. 主体要件.....	13
3.2. セキュリティ要件.....	13
4. 自己情報取得 API を利用するための手続.....	14
4.1. 利用開始までのスケジュール.....	14
4.1.1. フェーズ 1：利用検討（A-1～A-5）.....	14
4.1.2. フェーズ 2：利用準備.....	15
5. 自己情報取得 API 利用開始後の手続.....	18
5.1. 利用内容を変更したいとき.....	18
5.2. 利用を停止したいとき.....	20
5.3. 利用を再開したいとき.....	20
5.4. 利用を終了したいとき.....	20
6. よくあるご質問（Q&A）.....	21

図表目次

図 1.3-1	マイナポータルが提供するサービス	2
図 1.4-1	マイナポータルの API 提供とは	3
図 1.5-1	「自己情報取得 API」とは	4
図 2.1-1	自己情報取得 API の概要	5
図 2.2-1	想定されるユースケース	6
図 2.3-1	画面変遷のイメージ (1 / 6)	6
図 2.3-2	画面変遷のイメージ (2 / 6)	7
図 2.3-3	画面変遷のイメージ (3 / 6)	7
図 2.3-4	画面変遷のイメージ (4 / 6)	8
図 2.3-5	画面変遷のイメージ (5 / 6)	8
図 2.3-6	画面変遷のイメージ (6 / 6)	9
図 4.1-1	利用開始までのスケジュール (フェーズ 1: 利用検討)	14
図 4.1-2	利用開始までのスケジュール (フェーズ 2: 利用準備 / 開発)	15
図 4.1-3	利用開始までのスケジュール (フェーズ 2: 利用準備 / 接続試験)	16
図 4.1-4	利用開始までのスケジュール (フェーズ 2: 利用準備 / 本番準備)	17
図 5.1-1	利用開始後のスケジュール (利用内容を変更したいとき)	19
図 5.2-1	利用開始後のスケジュール (利用を一時停止したいとき)	20
図 5.3-1	利用開始後のスケジュール (利用を再開したいとき)	20
図 5.4-1	利用開始後のスケジュール (利用を終了したいとき)	20

1. はじめに

1.1. ガイドラインの目的

本ガイドラインは、マイナポータルの API（※1）の一つである「自己情報取得 API」の利用のメリット・概要、要件、手続等について、自己情報取得 API の利用を検討する民間事業者や行政機関等の Web サービス提供者に対し、わかりやすく解説することを目的としています。

1.2. ガイドラインの対象者

本ガイドラインは、以下の対象者が利用することを想定しています。

- ・自己情報取得 API の利用を検討する Web サービス提供者
 - ・民間事業者
 - ・行政機関等
 - ・国の機関
 - ・地方公共団体
 - ・その他

1.3. マイナポータルとは

マイナポータルは、政府（内閣府）が運営する Web サービスです。国民一人ひとりのポータルサイトとして、様々なサービスを提供しています。平成 29 年 7 月に試行運用を、同年 11 月に本格運用を開始しました。

（※1）マイナポータルの API : API とは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルにおいて API を作成・公開し、外部の Web サービスのシステムがこれを利用してオンライン接続することで、外部の Web サービスはマイナポータルの機能を活用したサービスの提供が可能となる。

The screenshot shows the My Number Portal interface. On the left, there is a list of notifications (お知らせ) with dates and subjects. On the right, there is a sidebar menu with options like 'あなたの情報' (Your Information), 'やりとり履歴' (Interaction History), 'お知らせ' (Notifications), '操作履歴' (Operation History), 'アカウント情報変更' (Change Account Information), 'もっとつながる' (Connect More), and '代理人メニュー' (Agent Menu). The main content area is titled 'マイナポータルのご紹介' (Introduction to My Number Portal) and contains several service tiles: 'ひらたきサービス' (Search for services), 'あなたの情報' (Your Information), 'やりとり履歴' (Interaction History), 'お知らせ' (Notifications), '操作履歴' (Operation History), 'アカウント情報変更' (Change Account Information), 'もっとつながる' (Connect More), and '代理人' (Agent). Each tile has a brief description and a '使ってみる' (Try it) button.

A 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)
あなたの個人情報、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)
行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ
行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

D 民間送達サービスとの連携
行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができます。

E サービス検索・電子申請機能 (びらたきサービス)
子育てなどに関するサービスの検索やオンライン申請（子育てワンストップサービス等）ができます。

F 公金決済サービス
マイナポータルのお知らせからネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済が可能となります。

G もっとつながる (外部サイト連携)
外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能となります。

図 1.3-1 マイナポータルが提供するサービス

1.4. マイナポータルの API 提供とは

マイナポータルは、Web 画面を通じて国民にサービスを提供するのみならず、順次、API を作成・公開することにより、民間事業者や行政機関等など、様々な Web サービス提供者と接続し、オンラインで、様々なサービスを提供していくこととしています。

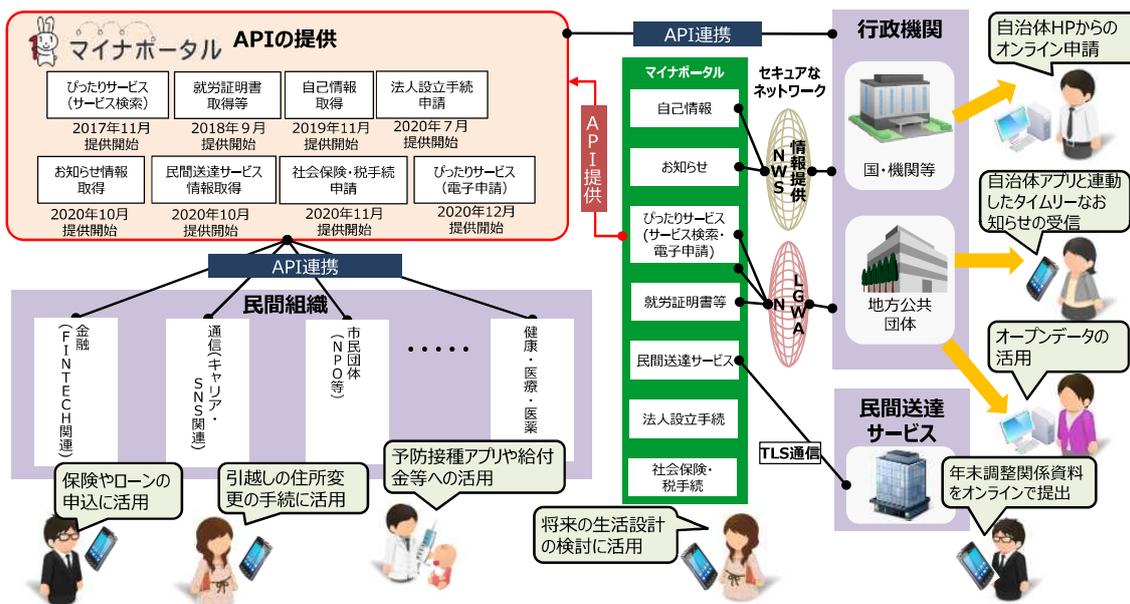


図 1.4-1 マイナポータルの API 提供とは

1.5. 「自己情報取得 API」とは

マイナポータルのサービスの一つに、「行政機関等が保有する自己情報（所得、世帯など）を確認できるサービス」があります。「自己情報取得 API」は、国民が自己情報の確認のみならず、提供まで行えるよう機能を拡充し、当該機能をシステム間連携により Web サービス提供者が利用できるようマイナポータルの API の一つとして作成・公開するものです。

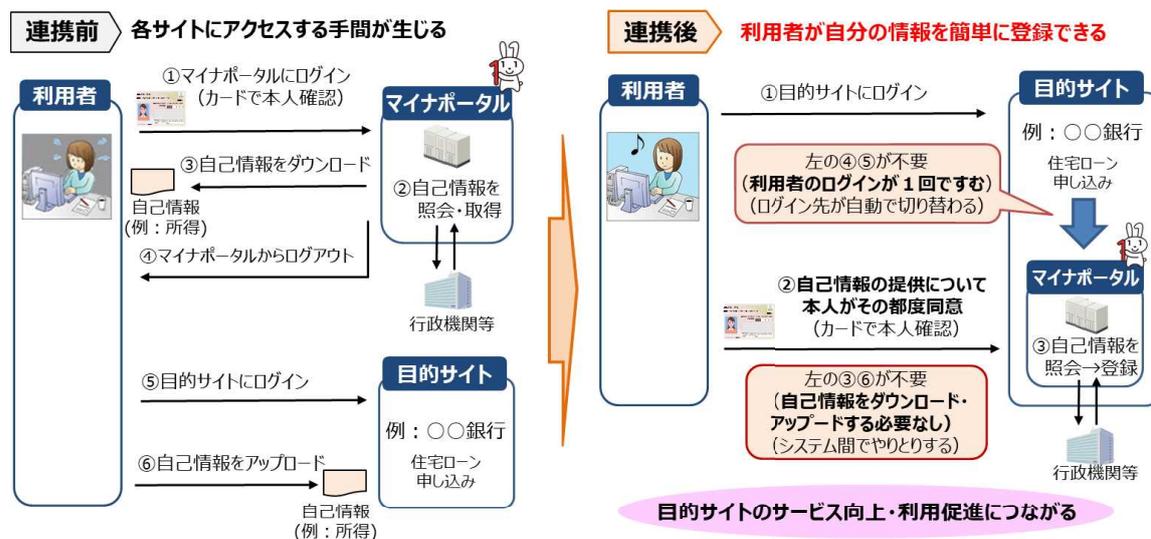


図 1.5-1 「自己情報取得 API」とは

2. API 利用のメリット・概要

2.1. 概要

民間事業者や国・地方公共団体など、様々な Web サービス提供者は、自己情報取得 API を活用しマイナポータルと連携することにより、自らの Web サービス利用者の自己情報を、安全かつスピーディに取得し、そのサービスにおいて活用することが可能となります。

- ① 国民は、Webサービス利用に際して、マイナンバーカードによる本人確認・本人同意を実施。
- ② Webサービス提供者は、マイナポータルに予め設定された自らのサービスIDを指定し、情報取得を要求。
- ③ マイナポータルは、行政機関等(情報提供者)に情報提供要求し、取得した自己情報を、Webサービス提供者へ提供。

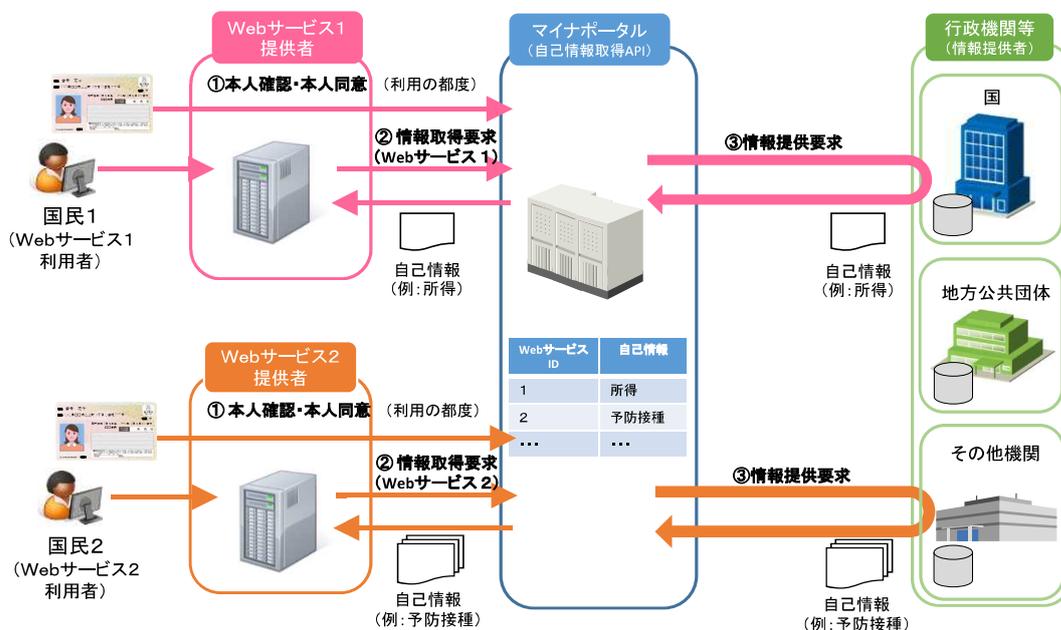


図 2.1-1 自己情報取得 API の概要

2.2. 想定されるユースケース

例えば、銀行等の民間事業者が、ローン等の審査の際に必要な所得情報をオンラインで即時に取得することで、ローンの審査をスムーズに進めることが可能となります。

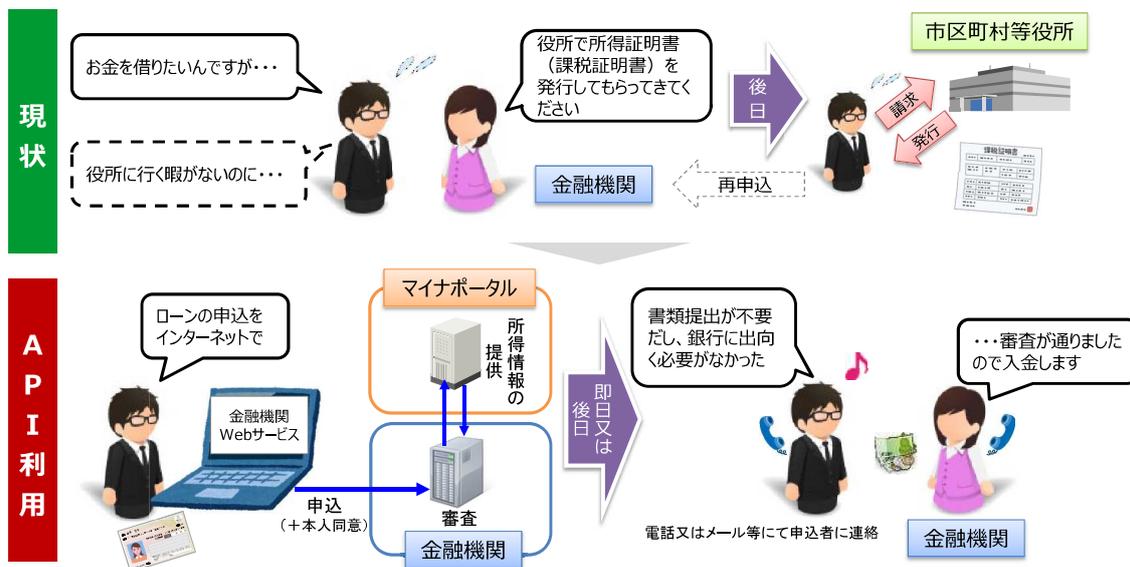


図 2.2-1 想定されるユースケース

2.3. 画面変遷のイメージ

2.2 で示したユースケースについて、画面変遷のイメージを示します。

- ① 民間事業者の Web サイトの利用者は、トップ画面において、住宅ローン申請を選択します。



図 2.3-1 画面変遷のイメージ (1 / 6)

- ② 利用者は、申請情報を入力する過程において、「マイナポータルから所得情報を取得する」ボタンを押下します。

〇〇銀行
新規 事前審査 お申し込み

お借入希望年月日

 ※例：「20190401」といった形式で入力してください。

お借入希望金額
 万円

お借入希望期間
 年

あなたの年収
 万円

**マイナポータルから
所得情報を取得する**

図 2.3-2 画面変遷のイメージ（2／6）

- ③ 画面がマイナポータルに切り替わり、マイナポータルから所得情報を民間事業者に提供してよいか、利用者に確認します。

〇〇銀行
新規 事前審査

お借入希望年月日

 ※例：「20190401」といった形式で入力してください。

お借入希望金額

お借入希望期間
 年

あなたの年収

マイナポータル
STEP1: 利用目的と取得内容の確認

貴銀行がネット生客ローンの事前審査のためにマイナポータルを通じて、以下の情報を取得します。

- 所得情報(給与所得額、雑所得額、事業所得額等)

もっと詳しく確認する

マイナポータルの利用規約にご同意いただき、上記の情報を 貴銀行に提供してもよい場合、「次へ」ボタンを押していただき、マイナンバーカードの読み取りを行ってください。

キャンセル 次へ

Copyright © XXXXX Office, XXXXX of Japan. All rights Reserved.

**マイナポータルから
所得情報を取得する**

図 2.3-3 画面変遷のイメージ（3／6）

- ④ マイナポータルの画面において、マイナンバーカードを利用し、利用者本人であることを確認します。



図 2.3-4 画面変遷のイメージ (4 / 6)



図 2.3-5 画面変遷のイメージ (5 / 6)

- ⑤ 画面が民間事業者の Web サイトに切り替わります。マイナポータルから取得した情報が申請情報の入力画面に入力されていることを確認できます（※2）。



〇〇銀行
新規 事前審査 お申し込み

お借入希望年月日
[]
※例：「20190401」といった形式で入力してください。

お借入希望金額
[] 万円

お借入希望期間
[] 年

あなたの年取
567 万円

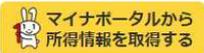


図 2.3-6 画面変遷のイメージ（6／6）

2.4. 取得できる情報

自己情報取得 API を利用して Web サービス提供者が取得可能な情報は、マイナポータルのサービスの一つである「行政機関等が保有する自己情報を確認できるサービス」で確認できる「自己情報」です。

詳細はマイナポータル API サイトを参照してください。

<https://myna.go.jp/html/api/selfinfo/infolist.html>

（※2） Web サービスの一連の画面変遷は、Web サービス利用者が、マイナポータルから自己情報を取得すること及びその内容を容易に認識でき、かつ、認識した結果として取得の中断を選択することも可能であることが重要です。

2.5. 即時取得できる曜日・時間

自己情報取得は、Web サービス提供者が自己情報を即時取得するためには、マイナポータルだけでなく、情報提供ネットワークシステム、自己情報を保有する行政機関等のサーバなど、関係システムがすべて稼働している必要があります。（※3）

表 2.5-1 マイナポータルの運用日・時間

No.	サーバの運用日・時間
1	24 時間 365 日

表 2.5-2 情報提供ネットワークシステムの運用日・時間

No.	サーバの運用日・時間	備考
1	24 時間 365 日	原則第 3 土曜日に計画停止

表 2.5-3 中間サーバ（自己情報を保有するサーバ）の運用日・時間

No.	中間サーバ	サーバの運用日・時間	備考
1	自治体中間サーバ	8 時～21 時（平日） 8 時～17 時（土日祝日）	原則第 3 土曜日に計画停止
2	地方公務員災害補償基金 中間サーバ	8 時～21 時	原則 6 月・12 月のいずれかの週 の土日にかけて計画停止
3	職業安定局（ハローワーク） 中間サーバ	7 時～22 時	
4	医療保険者等向け中間サーバ	8 時～21 時 （土日祝日を除く）	医療保険者又は後期高齢者医療 広域連合機関（オンライン資格 確認等用）は毎日 3～6 時に停止
5	地共済（長期）中間サーバ	8 時～24 時（平日） 8 時～21 時（土日祝日）	
6	国共済（長期）中間サーバ	8 時～21 時	原則第 2 金曜日夜間に計画停止
7	日本私立学校振興・共済 事業団（長期）中間サーバ	8 時～21 時 （土日祝日を除く）	原則最終土曜日に計画停止
8	労働基準局中間サーバ	8 時～21 時 （土日祝日を除く）	
9	日本年金機構中間サーバ	8 時～21 時 （土日祝日を除く）	

（※3）即時取得できない場合の画面遷移については、Web サービス提供者において用意いただくことが必要になると想定しています。

表 2.5-4 自己情報と中間サーバの対比表

No.	分野名	分野詳細名	情報を保有するサーバ
1	世帯	世帯	自治体中間サーバ
2	税	地方税	自治体中間サーバ
3	社会 保 障 (健康・医 療)	医療保険	医療保険者等向け中間サーバ
4			自治体中間サーバ
5		予防接種	自治体中間サーバ
6		健康・医療その他	医療保険者等向け中間サーバ
7			自治体中間サーバ
8			地方公務員災害補償基金中間サーバ
9			自治体中間サーバ
10		社会 保 障 (子ども・ 子育て)	子ども・子育て支援
11	母子家庭等関係		自治体中間サーバ
12	母子保健		自治体中間サーバ
13	教育・就学支援		自治体中間サーバ
14	子ども・子育て その他		自治体中間サーバ
15	社会 保 障 (福祉・介 護)	障害保健福祉	自治体中間サーバ
16		生活保護・福祉一般	自治体中間サーバ
17			日本年金機構中間サーバ
18		中国残留邦人等支援	自治体中間サーバ
19		介護・高齢者福祉	自治体中間サーバ
20	社会 保 険 (雇用・労 働)	雇用	職業安定局（ハローワーク）中間サーバ
21		労災補償	労働基準局中間サーバ
22			地方公務員災害補償基金中間サーバ
23	社会 保 険 (年金)	年金・日本年金機構関係	日本年金機構中間サーバ
24			自治体中間サーバ
25			地方公務員災害補償基金中間サーバ
26			地共済（長期）中間サーバ
27			国共済（長期）中間サーバ
28		日本私立学校振興・共済事業団（長期） 中間サーバ	

2.6. 自己情報の照会方法

自己情報取得 API を利用する Web サービス提供者が、自己情報を取得する際に設定可能な照会方法は、次の 2 つの方法があります。

直近の所得額や現在の資格の有無など、最新の自己情報を取得したい場合には、「1 時点指定」の照会方法により、現在の年月日を指定します。また、最新でない（過去の）自己情報を取得したい場合には、当該過去の年月日を指定します。

また、直近 3 か月の支給額や予防接種の実施歴など、一定期間の自己情報をすべて取得したい場合には、「2 範囲指定」の照会方法により、当該一定期間を指定します。

表 2.6-1 自己情報の照会方法

項番	用語	説明
1	時点指定	指定された時点における自己情報を照会する。
2	範囲指定	一定期間の自己情報を照会する。

2.7. Web サービス利用者が用意すべきもの

Web サービス利用者は、マイナポータルにアクセスし、マイナンバーカードにより電子利用者証明を行うことが必要です。そのために、以下を用意することが必要です。（※4）

- ・パソコン又はマイナンバーカードが読み取れるスマートフォン
※インターネットに接続できるもの
- ・パソコンの場合、マイナンバーカードが読み取れるカードリーダー

（※4）詳細は、<https://img.myna.go.jp/html/dousakankyuu.html> をご覧下さい。

3. 自己情報取得 API を利用するための要件

自己情報取得 API を利用し、行政機関等から自己情報を取得するためには、次の要件を満たす必要があります。

3.1. 主体要件

自己情報取得 API を利用する Web サービス提供者は、以下の要件を満たす必要があります。

- ・役員若しくは担当部署責任者のうちに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者がいないこと。（※5）

3.2. セキュリティ要件

Web サービス提供者は、以下の要件を満たす必要があります。

- ・取得しようとする自己情報について、本人同意を得た期間に限り保持し、及び本人同意を得た目的に限り利用し、並びにその機密性を維持すること。（※6）
- ・別途、内閣府大臣官房番号制度担当室が定める情報セキュリティ要求事項を遵守すること。（※7）

（※5）利用規約 3 条 2 項 1 号。

（※6）利用規約 3 条 2 項 2 号。

（※7）利用規約 3 条 2 項 3 号。個別的要求事項として、インターフェイス仕様書において、マイナポータルとの通信について相互認証及び暗号化を行うこと等を定めるとともに、一般的要求事項として、情報セキュリティ対策に対する組織的な取り組み等を定めている。

4. 自己情報取得 API を利用するための手続

自己情報取得 API を利用しようとする Web サービス提供者の手続は、次のとおりです。

4.1. 利用開始までのスケジュール

4.1.1. フェーズ 1：利用検討（A-1～A-5）

はじめに、ガイドラインを参照し、API の利用について、事業者内で検討して下さい。なお、必要に応じ随時、マイナポータル API サイトから、問合せフォームにて、疑問点をお問い合わせ下さい。利用の意思及び内容が概ね固まったら、「利用企画書」及び「利用条件確認書」を作成し、問合せフォームにて、事前打合せを申し込んで下さい。

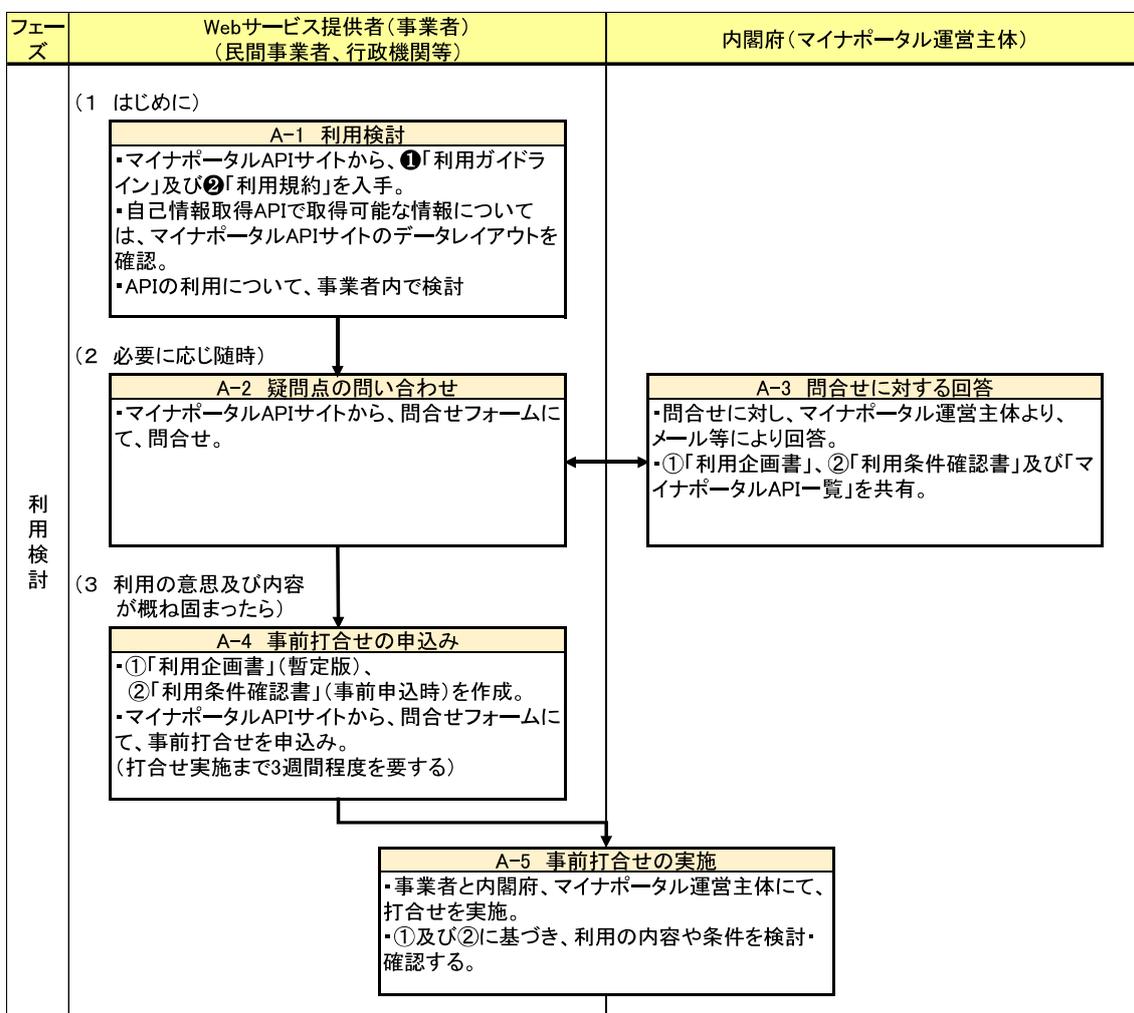


図 4.1-1 利用開始までのスケジュール（フェーズ 1：利用検討）

4.1.2. フェーズ2：利用準備

(1) 開発 (A-6～A-10)

企画書の内容について合意後、開示申請に基づき、仕様書等を提供しますので、必要な開発を行って下さい。

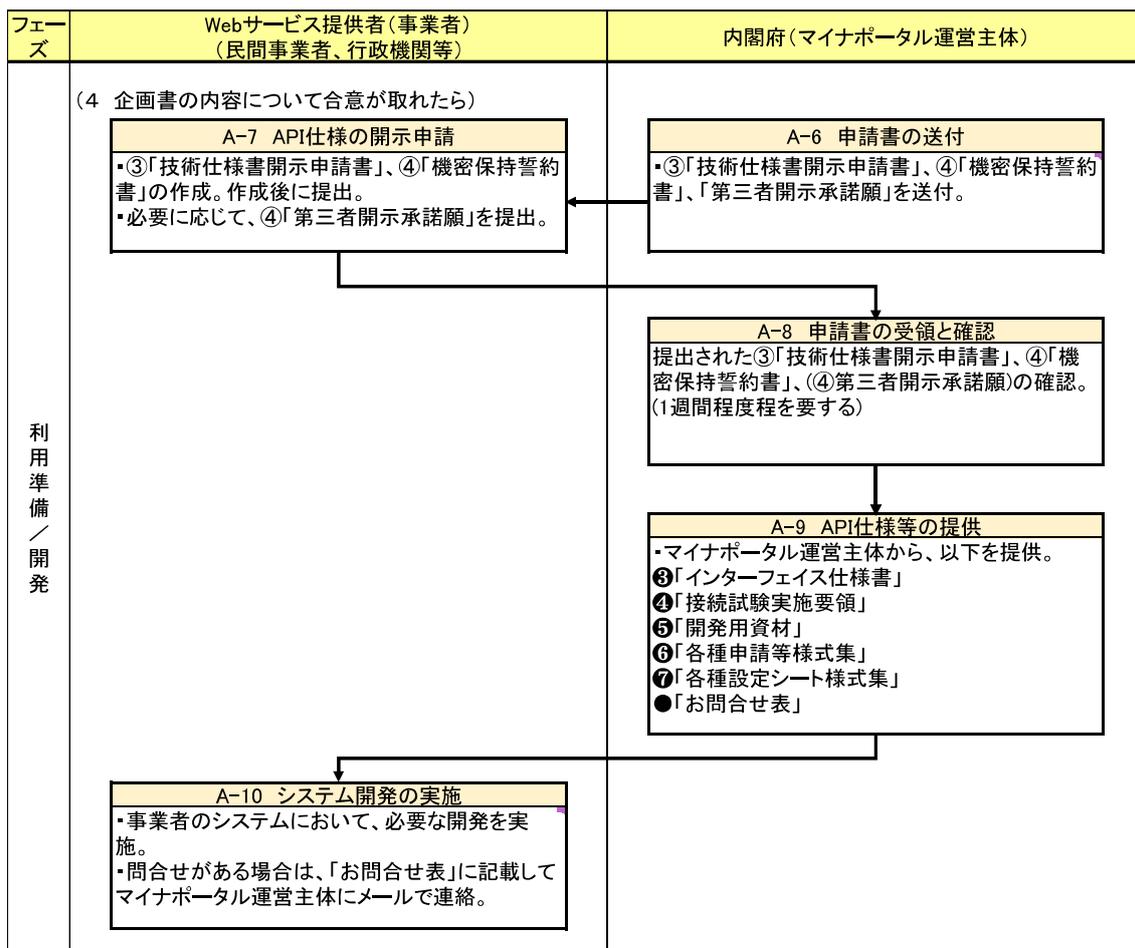


図 4.1-2 利用開始までのスケジュール (フェーズ2：利用準備／開発)

(2) 接続試験 (A-10~A-16)

接続試験の準備ができましたら、接続確認環境の利用申請に基づき、資材等を提供しますので、必要な試験を行って下さい。

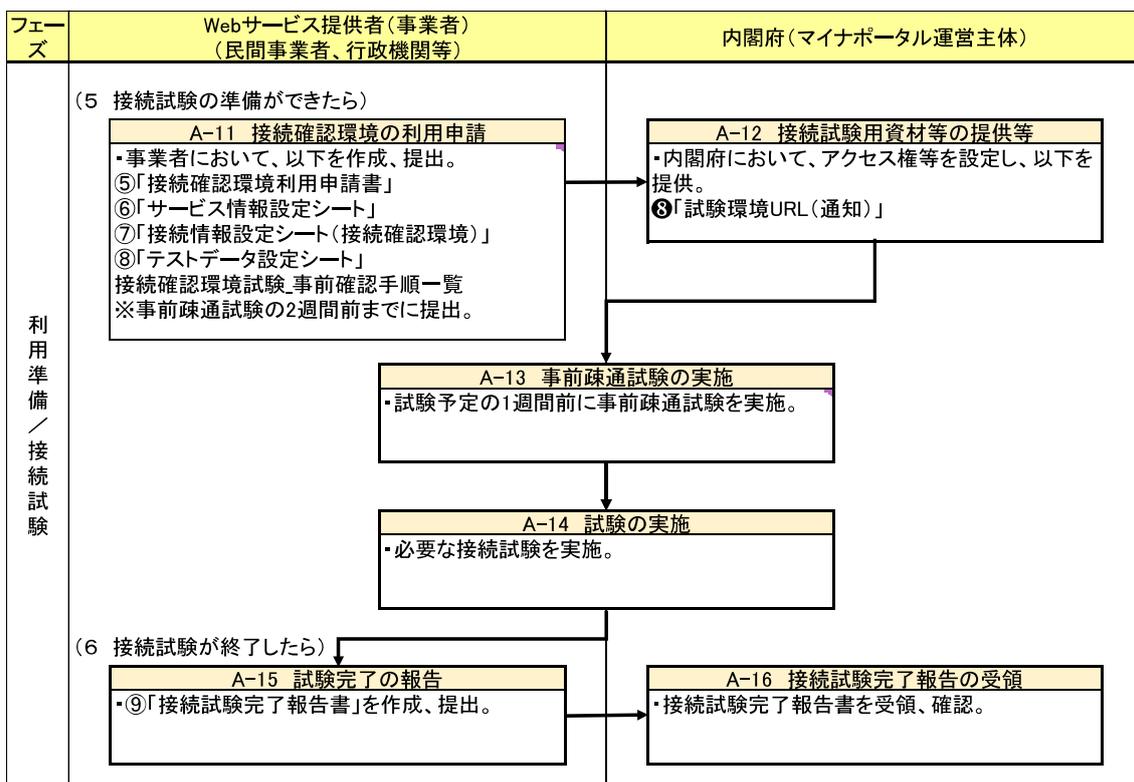


図 4.1-3 利用開始までのスケジュール (フェーズ2 : 利用準備／接続試験)

(3) 本番準備 (A-17~A-20)

本番の準備ができましたら、本番環境及び自己情報取得 API の利用申請を行って下さい。

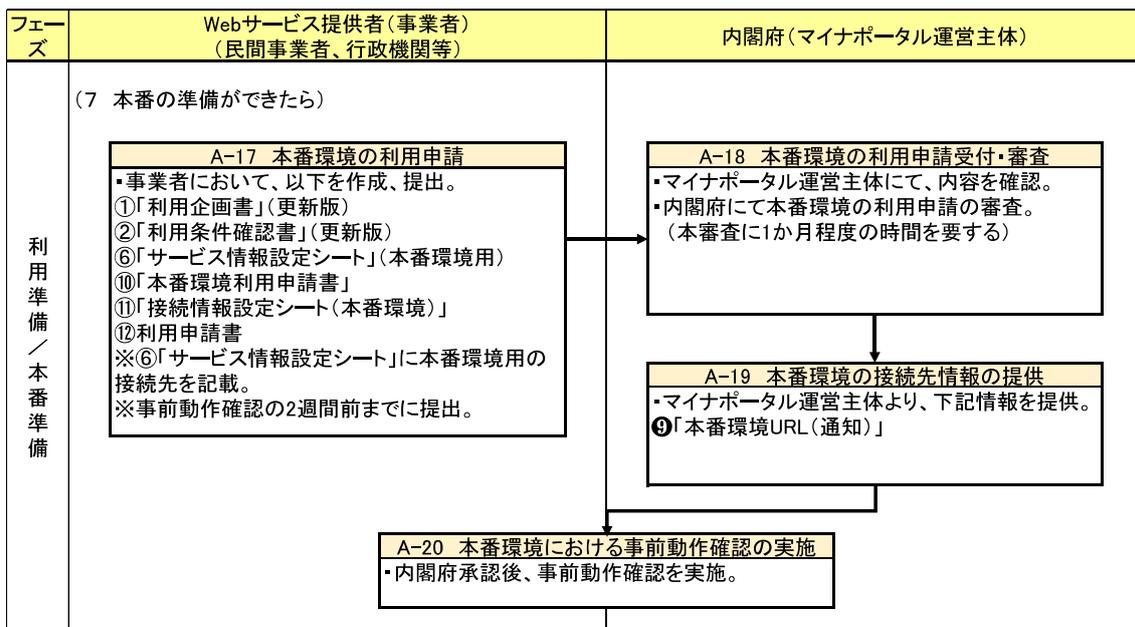


図 4.1-4 利用開始までのスケジュール (フェーズ2 : 利用準備／本番準備)

5. 自己情報取得 API 利用開始後の手続

自己情報取得 API を利用する Web サービス提供者の利用開始後の手続は、次のとおりです。

5.1. 利用内容を変更したいとき

利用申請書に添付した「利用企画書」及び「利用条件確認書」について、変更箇所が明瞭に分かるように加筆・修正を行い、打合せを申し込んで下さい。合意が取れた後の接続試験、本番準備は、利用開始時と同様です。

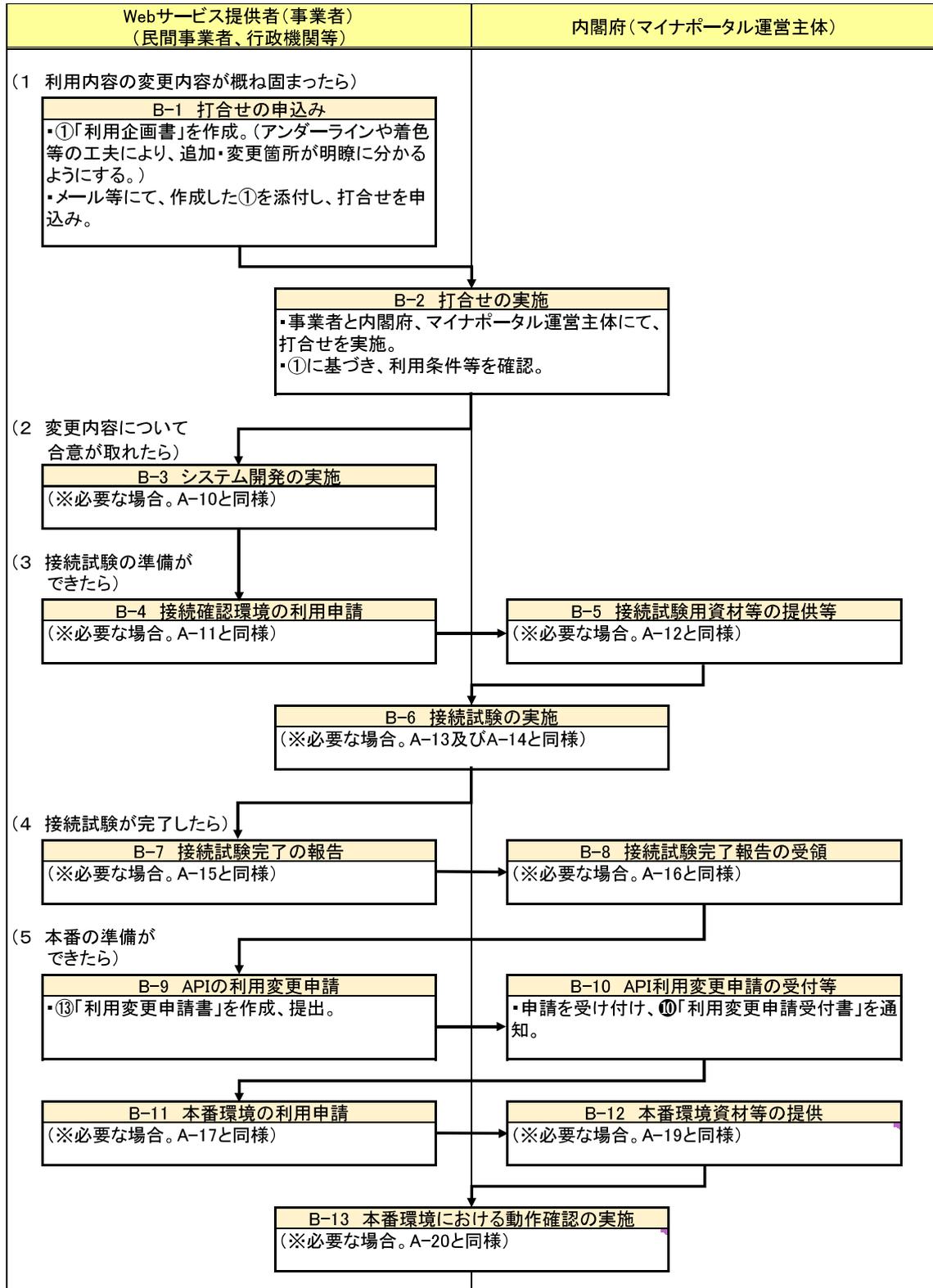


図 5.1-1 利用開始後のスケジュール(利用内容を変更したいとき)

5.2. 利用を停止したいとき

利用停止の時期等が概ね固まったら、届出をして下さい。

(原則として、利用停止予定日の2週間前までに、届出をして下さい。)

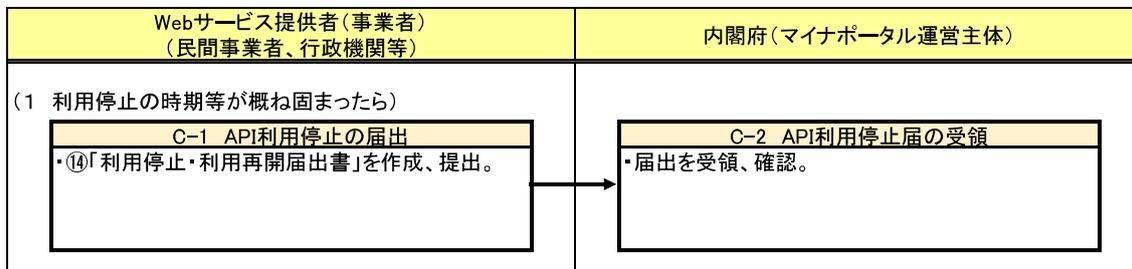


図 5.2-1 利用開始後のスケジュール (利用を一時停止したいとき)

5.3. 利用を再開したいとき

利用再開の時期等が概ね固まったら、届出をして下さい。

(原則として、利用再開予定日の2週間前までに、届出をして下さい。)

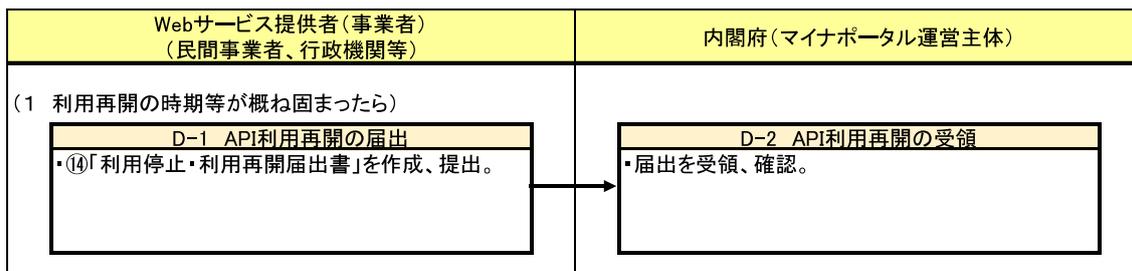


図 5.3-1 利用開始後のスケジュール (利用を再開したいとき)

5.4. 利用を終了したいとき

利用終了の時期等が概ね固まったら、届出をして下さい。

(原則として、利用終了予定日の2週間前までに、届出をして下さい。)

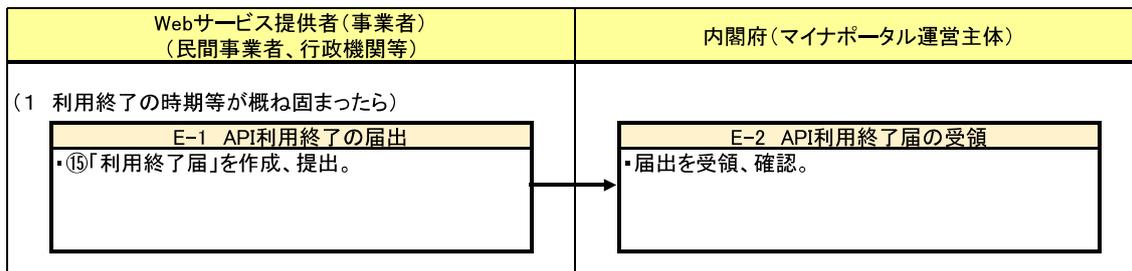


図 5.4-1 利用開始後のスケジュール (利用を終了したいとき)

6. よくあるご質問 (Q&A)

詳細はマイナポータル API サイトを参照してください。

<https://myna.go.jp/html/api/faq.html>

ご質問につきましては、マイナポータル API サイトから、
問合せフォームを利用してお問い合わせ下さい。

マイナポータル API サイト 問合せフォーム

https://faq.myna.go.jp/helpdesk?category_id=125&site_domain=default

マイナポータルAPI

利用規約

1.0 版

令和2年7月27日

内閣府大臣官房番号制度担当室

改版履歴

項番	版数	改訂日	変更箇所	変更内容
1	1.0	R2/7/27	(新規)	-

マイナポータルAPI利用規約

(目的)

第1条 本利用規約は、内閣府大臣官房番号制度担当室が運営するマイナポータルにおいて提供するマイナポータルAPIを利用するWebサービス提供者等が、マイナポータルAPIを利用するに当たっての諸条件を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- 一 マイナポータル 内閣府大臣官房番号制度担当室が運営するWebシステムであり、やりとり履歴、あなたの情報、お知らせの表示や子育てワンストップサービス等の各種情報提供、電子申請等のサービスを提供するものをいう。
- 二 自己情報 自己を本人とする個人情報を用いる。
- 三 マイナポータルAPI 別表に掲げるマイナポータルが提供するAPIであり、外部のWebシステム等が利用するものをいう。
- 四 Webサービス提供者等 外部のWebサービスを提供する者等であり、マイナポータルAPIを利用する者又は利用しようとする者をいう。
- 五 Webサービス利用者 Webサービス提供者等のWebサービス等を利用する者をいう。
- 六 接続確認環境試験 Webサービス提供者等がマイナポータルの接続確認環境を用いてマイナポータルとの接続確認等を行う試験をいう。
- 七 本番環境試験 Webサービス提供者等がマイナポータルの本番環境を用いてマイナポータルとの接続確認等を行う試験をいう。

(事前打合せ)

第3条 Webサービス提供者等は、別途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める様式により、マイナポータルAPIの利用に係る企画書の案を作成して、内閣府大臣官房番号制度担当室に事前打合せの申込みを行うものとする。

2 Webサービス提供者等は、事前打合せにおいて、内閣府大臣官房番号制度担当室が定める様式又は方法により、以下の各号に掲げる事項を満たすこと又は行うことを明らかにするものとする。

- 一 役員若しくは担当部署責任者に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定若

しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者がいないこと。

二 取得しようとする自己情報について、本人同意を得た期間に限り保持し、及び本人同意を得た目的に限り利用し、並びにその機密性を維持すること。

三 別途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める情報セキュリティ要求事項を遵守すること。

（仕様開示等）

第4条 Webサービス提供者等は、別途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める様式により、マイナポータルAPIの仕様書の開示申請を行うものとします。

（接続確認環境試験）

第5条 Webサービス提供者等は、別途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める内容の接続確認環境試験を実施するものとします。

2 Webサービス提供者等は、別途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める様式により、接続確認環境の利用申請を行うものとします。

（利用申込）

第6条 Webサービス提供者等は、第3条に規定する事前打合せを経て内閣府大臣官房番号制度担当室が承認したマイナポータルAPIの利用に係る企画書を添付して、内閣府大臣官房番号制度担当室に利用申込を行うものとします。

（本番環境試験）

第7条 Webサービス提供者等は、本番環境における試験の必要があると認める場合には、別途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める様式により、本番環境試験の申請を行うものとします。

（利用内容の変更）

第8条 Webサービス提供者等は、利用内容を変更しようとする場合には、

別途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める方法により、変更内容を明らかにした資料を添付して、利用内容の変更申請を行うものとします。

(利用の停止・再開・終了)

第9条 Webサービス提供者等は、利用を停止、再開又は終了しようとする場合には、あらかじめ、別途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める様式により、利用の停止、再開又は終了の届出を行うものとします。

(関係部局への情報提供)

第10条 内閣府大臣官房番号制度担当室は、Webサービス提供者等が取得する自己情報を所管する部局その他の関係部局に対し、以下の各号に掲げる内容を提供することができるものとします。

- 一 第3条に規定する事前打合せの内容
- 二 第6条に規定する利用申込の内容
- 三 第8条に規定する利用内容の変更の内容
- 四 第9号に規定する利用の停止・再開・終了の内容
- 五 その他提供することが必要と内閣府大臣官房番号制度担当室が認める内容

(禁止事項等)

第11条 Webサービス提供者等は、マイナポータルAPIに関し、以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 一 マイナポータルAPIを本来の目的以外の目的で利用すること。
- 二 マイナポータルAPIを利用してマイナポータルに不正にアクセスすること。
- 三 マイナポータルAPIを利用してマイナポータルの運用及び管理を故意に妨害すること。
- 四 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- 五 内閣府大臣官房番号制度担当室に提出する書類において虚偽の情報を記載すること又は内閣府大臣官房番号制度担当室に対して虚偽の情報を告知すること。
- 六 その他内閣府大臣官房番号制度担当室が不適切であると判断する行為をすること。

2 内閣府大臣官房番号制度担当室は、Webサービス提供者等が前項各号に掲げる行為を行った場合又は行うおそれがあると判断した場合には、当該W

e b サービス提供者等に事前に通告することなく、マイナポータルAPIの利用を停止させることができるものとします。

3 内閣府大臣官房番号制度担当室は、以下の各号に該当すると判断した場合には、Webサービス提供者等に事前に通告することなく、マイナポータルAPIの利用を停止させることができるものとします。

一 第3条第2項各号に掲げる事項が満たされていないこと又は行われていないこと。

二 その他内閣府大臣官房番号制度担当室が本利用規約で定めるマイナポータルAPIを利用するに当たっての諸条件が満たされていないこと。

4 内閣府大臣官房番号制度担当室は、前項の各号に該当しないことを確認する必要があると判断した場合には、Webサービス提供者等と協議の上、現地調査等を行うことができるものとします。

(知的所有権)

第12条 マイナポータルAPI及びこれに関連する一切のプログラム又はその他の著作物（本利用規約、Webサービス提供者等に提供する文書等及び内閣府ウェブサイト等で公開する文書等を含む。以下同じ。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、内閣府大臣官房番号制度担当室に帰属します。

2 Webサービス提供者等は、マイナポータルAPI及びこれに関連する一切のプログラム又はその他の著作物を、以下の各号のとおり取り扱うものとします。

一 マイナポータルAPIを利用するためにのみ使用すること。

二 内閣府大臣官房番号制度担当室の承諾なく、複製、解析、改変、編集、頒布等を行わず、又はリバースエンジニアリングを行わないこと。

三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与若しくは譲渡又は担保権の設定をしないこと。

四 内閣府大臣官房番号制度担当室又は内閣府大臣官房番号制度担当室が指定する者が表示した著作権表示若しくは商標表示を削除若しくは変更しないこと。

(免責事項)

第13条 内閣府大臣官房番号制度担当室は、マイナポータルAPIに関連してWebサービス提供者等に生じた損害およびWebサービス提供者等が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないものとします。

(本利用規約の変更)

- 第14条 内閣府大臣官房番号制度担当室は、必要があると認めるときは、Webサービス提供者等に事前の通知を行うことなく、本利用規約を改正できるものとします。
- 2 本利用規約の改正を行った場合、内閣府ウェブサイトに掲載することにより公表するものとし、公表後直ちに効力を生じるものとします。
 - 3 本利用規約の改正を行った場合、Webサービス提供者等は、改正後の本利用規約にしたがうものとします。

(準拠法及び合意管轄裁判所)

- 第15条 本利用規約の準拠法は、日本法とします。
- 2 マイナポータルAPIに関連して内閣府大臣官房番号制度担当室とWebサービス提供者等間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

(適用除外等)

- 第16条 別表の項番1、2及び3並びに項番10から17までに掲げるマイナポータルAPIについては、第3条第1項の規定を適用しないこととするとともに、同条第2項中「事前打合せにおいて」とあるのは「利用申込の際に」と読み替えるものとします。
- 2 別表の項番1、2及び3並びに項番10から17までに掲げるマイナポータルAPIについては、第6条の規定にかかわらず、利用申込の際に企画書を添付することを要しないものとします。
 - 3 別表の項番10に掲げるマイナポータルAPIについては、第5条及び第7条の規定を適用しないこととします。

別表（第2条第3号関係） マイナポータルAPI 一覧

項番	名称	内容
1	シングルサインオン	民間事業者等の Web サービス（様々な機能を提供するインターネットを利用したサービスをいう。以下同じ。）の利用者が、開示システムにログインするだけで、同時に当該民間事業者等の Web サービスにもログインできるもの
2	民間送達サービス連携	民間送達サービスの利用者が、当該民間送達サービスで受け取った電子メール等の件名を、開示システムの画面で確認でき、かつ、確認した件名を押下すると、当該民間送達サービスの画面を表示し、電子メール等の内容を確認できることとなるもの
3	SNS 連携	SNS の利用者が、当該 SNS の画面上で開示システムの手続検索サービスを行うことができ、かつ、行った手続検索の結果を押下すると、開示システムの画面を表示し、電子申請を行うことができることとなるもの
4	自己情報取得	民間事業者等の Web サービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、開示システムから当該民間事業者等の Web サービスのシステムへ、自己情報（自己を本人とする個人情報を含む。）の提供を行うことができるもの
5	お知らせ情報取得	民間事業者等の Web サービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、開示システムから当該民間事業者等の Web サービスのシステムへ、当該利用者に係るお知らせ情報（行政機関等からの開示システムの利用者に対するメッセージであり、当該行政機関等から開示システムに送信され開示システムにおいて保有されるものをいう。）の提供を行うことができるもの
6	民間送達サービス保有情報取得	民間事業者等の Web サービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、民間送達サービスのシステムから開示システム

		を經由して当該民間事業者等の Web サービスのシステムへ、当該利用者に係る民間送達サービス保有情報（民間送達サービスが保有する情報をいう。）の提供を行うことができるもの
7	医療費情報取得	民間事業者等の Web サービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、社会保険診療報酬支払基金が運営するオンライン資格確認等システム（以下「確認等システム」という。）から開示システムを經由して当該民間事業者等の Web サービスのシステムへ、当該利用者に係る医療費情報の提供を行うことができるもの
8	薬剤情報取得	民間事業者等の Web サービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、確認等システムから開示システムを經由して当該民間事業者等の Web サービスのシステムへ、当該利用者に係る薬剤情報の提供を行うことができるもの
9	特定健診情報取得	民間事業者等の Web サービスの利用者が、厳格な本人確認及び本人同意の要件を満たした場合において、確認等システムから開示システムを經由して当該民間事業者等の Web サービスのシステムへ、当該利用者に係る特定健診情報の提供を行うことができるもの
10	就労証明書様式取得等	民間事業者等のシステムの利用者が、当該民間事業者等のシステムの画面上の操作により、開示システムから当該民間事業者等のシステムへ、就労証明書の様式の取得を行うこと等ができるもの
11	法人設立手続申請	民間事業者等の Web サービスの利用者が、当該民間事業者等の Web サービスの画面上の操作により、開示システムの法人設立ワンストップサービス（法人設立に関する手続をワンストップで行うことを可能にするサービスをいう。）に係る申請等を行うこと等ができるもの
12	社会保険・税手続申請	民間事業者等のシステムの利用者が、当該民間事業者等のシステムの画面上の操作により、開示システムの社会保険・税手続ワンストップサービス（民

		間事業者等の従業員等に係る社会保険・税手続をオンラインでを行うことを可能にするサービスをいう。)に係る申請等を行うこと等ができるもの
1 3	電子申請等	民間事業者等の Web サービスの利用者が、当該民間事業者等の Web サービスの画面上の操作により、開示システムのぴったりサービス（地方公共団体の子育て等に関する手続の検索及び電子申請等を可能とするサービスをいう。）に係る申請等を行うことができるもの
1 4	電子申請等情報受取等	民間事業者等のシステムが、地方公共団体からの委託等に基づき開示システムのぴったりサービスで受け付けた住民等の電子申請等情報を受け取り、これを地方公共団体に対して提供することができるもの
1 5	健康保険証利用登録	民間事業者等の Web サービスの利用者が、当該民間事業者等の Web サービスの画面上の操作により、開示システムの健康保険証利用登録サービス（マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録を可能とするサービスをいう。）の利用者登録等を行うことができるもの
1 6	利用者登録等	民間事業者等の Web サービスの利用者が、当該民間事業者等の Web サービスの画面上の操作により、開示システムの利用者登録等を行うことができるもの
1 7	代理人設定	民間事業者等の Web サービスの利用者が、当該民間事業者等の Web サービスの画面上の操作により、開示システムの代理人設定を行うことができるもの

【別添】

事務連絡
令和3年4月23日

公益社団法人日本バス協会理事長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による
本人確認について（依頼）

標記について、令和2年6月26日付国自旅第77号「障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認について」において、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うことについて、バス・タクシー事業者に理解と協力を求めているところであります。

今般、内閣府から自己情報取得APIの利用承認を受け、公的認証された障害者情報を活用した民間事業者によるスマートフォンのアプリケーションで提供されているサービス（別紙）について、公証性や不正防止の観点からも身体障害者手帳等に代わるものとして運用することに差し支えないことが確認できました。

このことから、障害者割引運賃による乗車時等の本人確認に関して、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うとする国の方針に基づき、当該サービスについて、身体障害者手帳等と同様に取扱うよう、傘下会員に対し理解と協力を求めていただきますようお願いいたします。

【別添】

事務連絡
令和3年4月23日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による
本人確認について（依頼）

標記について、令和2年6月26日付国自旅第77号「障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認について」において、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うことについて、バス・タクシー事業者に理解と協力を求めているところであります。

今般、内閣府から自己情報取得APIの利用承認を受け、公的認証された障害者情報を活用した民間事業者によるスマートフォンのアプリケーションで提供されているサービス（別紙）について、公証性や不正防止の観点からも身体障害者手帳等に代わるものとして運用することに差し支えないことが確認できました。

このことから、障害者割引運賃による乗車時等の本人確認に関して、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うとする国の方針に基づき、当該サービスについて、身体障害者手帳等と同様に取扱うよう、傘下会員に対し理解と協力を求めていますようお願いいたします。

【別添】

事務連絡
令和3年4月23日

一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による
本人確認について（依頼）

標記について、令和2年6月26日付国自旅第77号「障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認について」において、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うことについて、バス・タクシー事業者に理解と協力を求めているところであります。

今般、内閣府から自己情報取得APIの利用承認を受け、公的認証された障害者情報を活用した民間事業者によるスマートフォンのアプリケーションで提供されているサービス（別紙）について、公証性や不正防止の観点からも身体障害者手帳等に代わるものとして運用することに差し支えないことが確認できました。

このことから、障害者割引運賃による乗車時等の本人確認に関して、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うとする国の方針に基づき、当該サービスについて、身体障害者手帳等と同様に取扱うよう、傘下会員に対し理解と協力を求めていただきますようお願いいたします。

【別添】

事務連絡
令和3年4月23日

一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による
本人確認について（依頼）

標記について、令和2年6月26日付国自旅第77号「障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認について」において、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うことについて、バス・タクシー事業者に理解と協力を求めているところであります。

今般、内閣府から自己情報取得APIの利用承認を受け、公的認証された障害者情報を活用した民間事業者によるスマートフォンのアプリケーションで提供されているサービス（別紙）について、公証性や不正防止の観点からも身体障害者手帳等に代わるものとして運用することに差し支えないことが確認できました。

このことから、障害者割引運賃による乗車時等の本人確認に関して、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うとする国の方針に基づき、当該サービスについて、身体障害者手帳等と同様に取扱うよう、傘下会員に対し理解と協力を求めていただきますようお願いいたします。

【別添】

(別紙)

1. 事業者名称

株式会社ミライロ

2. 利用サービス

障害者手帳アプリ「ミライロID」(別添1. 参照)

3. 利用開始日(マイナポータルとの連携開始日)

令和2年6月17日(別添2. 参照)

4. 障害者情報の範囲(別添3. 参照)

- ・身体障害者手帳情報(自己情報取得API)
障害種別、等級、発行元自治体、番号、発行日、更新日
- ・精神障害者保健福祉手帳情報(自己情報取得API)
障害種別、等級、番号、有効期限、発行日、更新日

5. 自動車局における確認内容

- ・本事業者は、マイナポータル自己情報取得API(別添4. 参照)により、地方公共団体が保有する障害者情報を取得しており、当該サービスは身体障害者手帳等の様式に整合している。
- ・本事業者は、マイナポータル自己情報取得APIの利用規約におけるセキュリティ要件を満たしており、当該サービスは不正防止が図られている。(別添5. 参照)

6. 留意事項

地方公共団体における知的障がい者のデータベースの整備については、令和4年度末までを目標として整備予定。

参考資料一覧

【資料1】マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針
(令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)

【資料2】デジタル・ガバメント実行計画(抜粋)
(令和元年12月20日閣議決定)

【資料3】障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認について
(令和2年6月26日国自旅第77号)

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針

令和元年6月4日
デジタル・ガバメント閣僚会議

I 基本的考え方

国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

このため、令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策について、利便性が高く、将来のポイント利用の拡張性も担保したシステム基盤を目指し、マイナンバーカードの普及につなげる。

令和3年3月からは、マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを本格運用する。その際、全国の医療機関等が円滑に対応できるよう、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、国家公務員や地方公務員等によるマイナンバーカードの率先した取得を促すとともに、各保険者による取得促進策の速やかな具体化を推進する。

これらの施策が円滑に実施されるよう、マイナンバーカードの普及を強力に推進する必要がある。市区町村毎のマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに、必要な支援を行う。また、国が自らマイナンバーカードの利便性の向上や安全性の理解促進に向けた積極的な広報をあらゆる媒体を通じて継続的に展開する。

さらに、マイナンバーカードやマイナポータルを活用した①デジタル・ハローワーク・サービスの推進による教育訓練給付金の電子申請の推進、各種申請書類等の簡素化、②デジタル・キャンパスの推進による大学におけるデジタル化の推進、マイナンバーカードの教員免許管理等への活用、③納税手続のデジタル化（年末調整・確定申告手続に必要となるデータの一括取得、各種申告書への入力・添付の自動化等）の推進、④建設キャリアアップシステムとの連携等の施策を順次実現し、マイナンバーカードの利便性の向上と活用シーンの拡大を推進する。

各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す。

Ⅱ マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

1. 自治体ポイントの活用

(1) 制度設計等

マイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策について、自治体ポイント実施のためのマイキープラットフォーム等の改修、地方公共団体や利用店舗の参加促進による利用環境の整備、利用者への効果的な広報、マイナンバーカードの取得の平準化等の観点を踏まえ、自治体ポイントの基本的な制度設計（ポイント利用のための準備・購入条件等、購入対象者、プレミアム率、ポイントの利用環境、ポイントの使途、有効期限等）について、検討を加速し、マイナンバーカードの早期申込みにつながるよう、結論を得次第、順次広報を行う。特にプレミアム率については、事業の国民への周知やマイナンバーカード取得の平準化の観点から重要な要素となることに留意しつつ、早期申込者へのプレミアム率の割増しも含めて検討する。

(2) 環境整備

マイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策が円滑に実施されるよう、本年末までに、マイキープラットフォーム運用協議会への全地方公共団体の参加を促すとともに、市区町村と都道府県の連携体制を整備する。

また、マイキーID設定の簡素化（「かんたん設定アプリ」の開発等）を進めるとともに、マイナンバーカード取得時におけるID設定の支援等をマイナンバーカードの取得促進と健康保険証利用とあわせて実施する。

これに併せ、国は、政府広報などを積極的に活用し、国民に対するテレビCMやウェブ動画、新聞広告などあらゆる媒体を通じた自治体ポイントについての広報や利用店舗の参加促進のための広報を、今夏から積極的に行う。また、総務省は、各業所管官庁と連携し、関係団体等に対して、本施策や積極的なマイナンバーカードの取得促進について周知を図る。

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

(1) 医療の質と利便性の向上等

①医療の質の向上等

顔写真入りの身分証明書であるマイナンバーカードを健康保険証として利用することにより、診療時における確実な本人確認と保険資格確認が可能になる。また、マイナンバーカードの公的個人認証機能により、オンラインで保険資格を確認できることで、転職などにより加入する保険者が変わっても、医療機関・薬局で受診できるとともに、保険者と医療機関・薬局の間では、失効した保険証の利用等による過誤請求を防止しその事務コストを低減できる。さらに、正確な診療・医療データの基礎となる。

令和3年3月より、マイナポータルにおいて特定健診の情報の閲覧を開始し、同年10月からは、薬剤情報、医療費情報の閲覧を開始する。あわせて、薬剤情

報の中で、後発薬への切替え効果額等の薬剤情報を提供する。

受診時において、こうした取組を通じて、本人の同意の下、マイナンバーカードの活用により、服薬履歴や特定健診情報を医療機関等で閲覧可能とし、診療の質の向上につなげる。

②被保険者の利便性の向上等

令和3年10月より、マイナンバーカードをお薬手帳として代替的に活用することを可能とする（薬剤費の節約につながる）。また、顔認証の活用、マイナンバーカードの診察券としての活用等のモデル実施により、医療機関におけるマイナンバーカードの利便性向上を通じて、待ち時間の解消等につなげる。さらに、マイナンバーカードの民間サービスにおける活用（健康管理、マイナポータルを活用した本人同意に基づく特定健診情報の活用・連携、民間保険サービスにおける健診情報の活用等）を推進する。

令和4年1月からは、確定申告手続において、マイナポータルを活用した医療費情報を取得した場合には、その医療費に係る領収書の保存が不要となる。

(2) マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備

①医療機関側の健康保険証利用のための読み取り端末、システム等の早期整備等

マイナンバーカードの健康保険証利用について、円滑な移行を図り、被保険者の診療の制約につながらないようにするためには、医療機関側においてマイナンバーカードの健康保険証利用のための読み取り端末、システム等の早期整備が必要である。

このため、医療情報化支援基金も活用し、令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、具体的な工程表について、関係団体、地方公共団体、所管官庁等による協議を進め、8月を目途に公表する。また、小規模診療所等への利用支援、重点的な補助等について、検討する。

②保険者毎の取組

マイナンバーカードの健康保険証利用に向け、本年7月に、関係団体、地方公共団体、所管官庁等による協議会を設置し、概ね全ての医療機関における読み取り端末、システム等の導入を目指すこととしている令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策について、本年8月を目途に公表する。

その上で、保険者から事業主、加入者等へのマイナンバーカード取得要請とそのフォローアップを行うとともに、保険者による被保険者のマイナンバーカードの初回登録の推進を図る。国家公務員及び地方公務員等（国家公務員共済組合・地方公務員共済組合）については、本年度内に、マイナンバーカードの一斉取得を推進する。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用に伴う運営費については、可能な

限り縮減に取り組むこととし、J-LIS の手数料の在り方についても検討する。

③円滑な移行等

マイナンバーカードの健康保険証利用については、被保険者の診療の制約につながらないよう、利用環境の早期整備等に取り組む。

また、マイナンバーカードの健康保険証としての利用のための初回登録等の手続の簡素化を図る。具体的には、令和2年4月より、マイナンバーカード交付時におけるマイナポータルを通じた健康保険証利用に係る予約同意による一括処理を進めるとともに、令和3年3月からは、一定の病院等の窓口における本人確認（顔認証方式）による登録処理を進める。さらに、初回登録等の手続における直接的なメリットの付与の在り方（ポイント等）についても、検討する。

本年8月より、各保険者は被保険者に対するマイナンバーカードの健康保険証利用に関する周知広報を積極的に展開する。この際、厚生労働省は、各業所管官庁と連携し、関係団体等に対して積極的なマイナンバーカード取得促進と初期登録の推進などについて、継続的、かつ、きめ細やかに周知を図る。

なお、マイナンバーカードの健康保険証利用は、医療機関等でマイナンバーカードの IC チップの中の電子証明書を読み取る仕組み（公的個人認証の利用）としており、医療機関等ではマイナンバーカードは預からず、マイナンバー自体は利用しないので、マイナンバーと診療情報が紐付くことはない。マイナンバーカードの健康保険証利用が円滑に進むよう、仕組みの安全性についても、国から丁寧に周知する。

（3）企業の総務事務の効率化の促進等

企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待される。さらに、マイナンバーカードの民間活用等を通じて社員の健康管理への活用等が促進されるよう、モデル事業等を行う。

また、マイナンバーカードの社員証等の各種証明としての活用が促進されるよう、利用手続の簡素化等を実施するとともに、令和2年11月頃より、企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化を開始できるよう取組を推進する。

あわせて、令和2年4月より、情報システムに係る調達等において、マイナンバーカードの普及実績等を評価する仕組みを導入する。

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

（1）交付円滑化計画の策定・推進等

令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、国として、市区町村の関係人員増員への対応、取得申請事務の簡素化等への対応（補助金の対象経費の拡大等）等、必要な財政支援を行うこととし、具体的な工程表について、8月を目途に公表する。

マイナンバーカードの円滑な交付を図っていくためには、市区町村において、

住民の来庁を単に待つのではなく、日常生活において多様な申請機会を設け、住民目線で、できる限り申請しやすい環境作りを図っていく必要がある。

こうした視点に立って、全市区町村における交付円滑化計画の策定を推進し、その中で、交付スケジュール想定、これと整合性のあるマイナンバーカード取得機会の拡大等の具体策、体制等を明確化するとともに、マイナンバーカードの普及状況等のフォローアップを行う。

あわせて、マイナンバーカードの円滑な発行に万全を期すべく、J-LISにおけるマイナンバーカードの発行体制の強化を図る。

(2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ

マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に向け、全ての企業において必要な手続が円滑に進むよう、本年7月に、全業所管官庁等の局長級会議を設置する。

業所管省庁毎に、工程表等を作成し、各団体等への要請、説明会の開催、カード申請出張サービスの案内等を進めるとともに、定期的なアンケート調査等を通じて、マイナンバーカードの普及状況等のフォローアップを行う。

また、健康保険証利用が円滑に進むよう、各業所管省庁から業界団体等を通じて、初回登録、医療機関へのシステム対応等の働きかけ、被保険者への周知等を実施する。

あわせて、主要経済団体等を通じて、同様の取組を行う。

(3) マイナンバーカード申請・交付機会の拡大等

交付円滑化計画の着実な達成に向け、行政手続のための市区町村来庁時を捉えた申請勧奨・申請受付を進めるとともに、本年8月より、企業等への出張申請サービスの積極的展開を図る。

さらに、臨時措置として、他の行政機関等との連携強化により、申請窓口の拡大（市区町村の出張窓口の設置）と申請勧奨・一体的手続等を進めることとし、本年8月より順次、市区町村の要請等に応じ、以下の取組を行う。さらに、これらの取組以外にも、市区町村における申請・交付機会の拡大を積極的に進めていくこととする。

① ハローワーク

ハローワークにおいて、市区町村の要請を受けて、雇用保険受給説明会にあわせて申請窓口を設置すること等を通じ、ハローワーク利用者へのマイナンバーカード取得を奨励する。

このため、本年度より、一部のハローワークにおいて、市区町村と連携した申請窓口の設置等をモデル事業として実施して円滑な事務フローを作成し、市区町村の要請を受けて、他のハローワークへの横展開を行う。

② 税務署

e-Tax の普及とあわせて、全国の税務署において、市区町村の要請を受けて、確定申告等の機会に、申請窓口の設置等を行う。

また、法人会・青色申告会等に対して、市区町村の要請を受けてその会員企業等が出張申請サービスを行う場を提供することや、説明会の開催、アンケート調査の実施等について、協力を依頼する。

③ 運転免許センター等

運転免許証の更新手続の際に、写真を活用する等、一体的にマイナンバーカードの交付申請を市区町村が受け付けるモデル事業を運転免許センター等において実施して円滑な事務フローを作成し、市区町村の要請を受けて、横展開を行う。

あわせて、運転免許証を返納して運転経歴証明書の交付を受けた自主返納者が受けられる各種サービスをマイナンバーカードの提示によって受けられるよう、運転経歴証明書に代えて運転免許証の自主返納に関する事実が識別できる措置の導入について検討する。

④ 病院、介護施設等

マイナンバーカードの健康保険証利用の周知等とあわせ、市区町村と連携して、出張申請サービスの実施等を推進する。

⑤ 学校等

学校等において、生徒等に対して、社会科等において、情報化、社会保障、個人情報保護等の理解とあわせ、マイナンバー制度を取り上げるなどにより、マイナンバーカードの周知を図る。また、マイナンバーカードの申請・交付の機会を拡大するため、入学式や運動会等の住民が学校等に集まる機会での出張申請サービス等を積極的に推進する。

⑥ 郵便局

全国の郵便局ネットワークを活用し、市区町村の要請を受けて、郵便局の空きスペースの提供等を行い、出張申請サービス等を推進する。

⑦ 地方出入国在留管理局及び在外公館

地方出入国在留管理局において、在留資格認定証明書交付時に代理申請者である全ての受入れ機関等に対してマイナンバーカードの申請案内等を行うとともに、在外公館における査証申請時にマイナンバーカード申請書の確認等を通じ再度周知等を行う。さらに、新規上陸時において、全ての中長期在留者に対して、市区町村での住居地届出義務の案内とあわせてマイナンバーカードの取得の周知等を行う。これらにより、中長期在留者のマイナンバーカードの円滑な取得を図る。

なお、1号特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関等に対し、当該外国人への生活オリエンテーションでのマイナンバー制度の情報提供、その手続履

行に当たっての必要に応じた窓口への同行等の必要な支援を行わせる。

また、地方出入国在留管理局において、在留期間更新許可申請時等に来庁する全ての中長期在留外国人に対して、マイナンバーカードの交付申請等を周知するとともに、特に中長期在留外国人の来庁者が多い地方出入国在留管理局において、所在地の市区町村と連携して申請支援を行うモデル事業を実施し、実施状況を踏まえて、市区町村の要請を受けて、横展開を行う。

(4) 住民票作成時のマイナンバーカード申請手続整備

新生児の住民票作成時において、住民票作成手続等と一体的にマイナンバーカードの取得促進を図ることにより、マイナンバーカードの円滑な取得が可能な環境を整備する。引越しの際の転入時にも、住民票作成手続等とあわせて確実にマイナンバーカードの書き換え手続等を行う。

新規に上陸する中長期在留外国人についても、上記の取組と同様、住民票作成時における円滑な取得環境を整備する。あわせて、在留カードとマイナンバーカードとの一体化についても、引き続き、検討する。

(5) 取得申請事務の簡素化等

タブレット活用、無料写真撮影、入力支援等により、申請に要する時間の大幅短縮を実現するとともに、平日夜間・休日の窓口開庁や臨時窓口の設置等を推進することとし、総務省は、全市区町村に要請する。さらに、申請書 ID の再取得を容易にするなど、申請しやすい環境を整備していく。

(6) 電子証明書等の更新への対応

多様な手段による更新時期のお知らせを実施するとともに、電子証明書の更新と手数料等の在り方を検討する。

4. マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大

(1) デジタル・ハローワーク・サービスの推進

① ハローワーク・サービスのデジタル化

マイナンバーカードを基盤として安全・安心で利便性の高いデジタル社会を構築していく中で、ハローワーク・サービスのデジタル化を推進する。

このため、本年度より、マイナンバーカード保持者について、雇用保険の求職者給付の申請時の写真添付を不要とするとともに、教育訓練給付金について、マイナンバーカードによる認証で電子申請が可能であることを周知する等により、電子申請を推進する。さらに、令和3年度から順次、マイナポータルのお知らせ機能等を活用し、教育訓練給付金等に係る情報発信を充実させる。

さらに、令和4年度以降、マイナンバーカードをハローワークカードとして利用可能にする。また、令和2年1月から、ハローワークインターネットサービスに「求職者マイページ」を新設し、ハローワークの職業紹介・職業訓練受講の履歴確認、マイナポータルとの連携などオンラインサービスを順次充実する。

こうした取組とあわせ、ハローワークにおける雇用保険等の各種業務のフローについて、ペーパーレス化等の検討を行い、ハローワーク業務の BPR を推進し、相談サービスの充実を図る。

② デジタル化による長期のキャリア形成支援

人生 100 年時代を見据えた長期にわたるキャリア形成に資するため、令和 4 年度以降順次、安全衛生関係各種免許、技能講習修了証明書、技能士台帳、ジョブ・カード等のデジタル化を進め、マイナポータルを通じて、マイナンバーカードとの連携を図る。

(2) デジタル・キャンパスの推進等

大学等における職員証・学生証へのマイナンバーカードの活用を推進することとし、内閣官房・文部科学省において、本年度から大学関係者等への周知を行う。

国立大学については、マイナンバーカードの活用等による事務システムの効率化等を検証するモデル事業について検討する。このモデル事業とあわせて、通学定期券の購入に当たり、駅窓口でマイナンバーカードを活用して、大学の保有する学生情報のデータベースから通学定期券発売に必要な情報の確認を行い、購入を可能とする仕組みの検討を行う。

さらに、令和 4 年度からの国立大学法人の第 4 期中期目標にマイナンバーカードの活用やロボテックス化等を通じた IT 化・デジタル化による事務システムの効率化を盛り込む。

また、高等学校等就学支援金等においてマイナンバーを活用することにより、課税証明書等の毎年の提出を不要にするなど、利用者の負担軽減や事務の効率化等を推進する。また、マイナンバーカードの教員免許管理への活用を推進する。

(3) 納税手続のデジタル化の推進

① e-Tax 等の自動入力情報の拡大

年末調整・確定申告手続に必要な情報（保険料控除証明書、住宅ローン残高証明書、医療費情報、寄附金受領証明書、収入関係情報等）について、マイナポータルを通じて一括入手し、各種申告書へ自動入力できる仕組みを構築することとし、令和 2 年 10 月より開始し、順次入力情報を拡大する。

② 確定申告等に関するマイナポータルのお知らせ機能の積極的活用

マイナポータルのお知らせ機能を積極的に活用し、確定申告等に関する情報や各種説明会の開催案内等について、マイナポータルからの閲覧を可能とする。

③ 電子納税証明書の利用拡大

マイナンバーカードを用いて自宅等で納税証明書の出力を可能とする仕組みを整えるなど電子納税証明書の交付手段の拡大を図るとともに、金融機関等に

おける電子的に発行された納税証明書の利用拡大に向け、引き続き、業界団体に対して協力要請等を実施する。

(4) 建設キャリアアップシステムとの連携

マイナンバーカードでも建設キャリアアップシステムを利用できるよう措置するとともに、登録情報の自動入力等、同システムとマイナポータルとの連携を推進する。

また、建設キャリアアップシステム等を活用して、外国人建設労働者の適正就労等を推進する。

(5) 各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化の推進

安全・安心で利便性の高いデジタル社会の構築に向け、マイナンバーカードを基盤として、既存の各種カード、手帳等との一体化等を推進する。

本方針に基づき、健康保険証利用のほか、お薬手帳、ハローワークカード、ジョブ・カード、教員免許状等との一体化等により、デジタル化を推進するとともに、運転経歴証明書、障害者手帳等、各種カード、書類等についても、マイナンバーカードとの一体化等を検討する。

また、地方公共団体の行政サービスにおいて、図書館カード等の先行事例の横展開を進めるほか、自治体ポイントの活用、健康保険証利用等とあわせ、本方針に基づき、マイナンバーカードの一層の活用を推進する。

また、民間サービス等においても、社員証や診察券等、多様な活用を推進するほか、たばこ自動販売機のタスポ方式に加えてマイナンバーカード方式について、マイナンバーカードの普及にあわせ、業界団体における開発・導入を検討する。

(6) 公的サービス等での利用拡大の推進

高齢者向けの公共交通サービスにおける資格確認や精算、検診結果や予防接種情報等の母子保健情報を閲覧できるサービスでの本人確認、大規模音楽・スポーツイベント等でのボランティアの入場管理における本人確認等、公的・民間サービス提供における様々な場面でマイナンバーカードを活用する機会を創出し、その横展開を推進する。

また、マイナンバーカードを活用した旅券発給申請における戸籍情報の添付省略等により利便性の向上を推進する。

(7) マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大等の公的個人認証の利便性向上

通信事業者や端末メーカー等に対する働きかけを行い、マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの更なる拡大等により、いつでもどこでもスマートフォンを用いて公的個人認証サービスを利用できる環境を整備するなど、公的個人認証の利便性の向上を推進する。

5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等

(1) マイナンバーカードの安全性の周知等

マイナンバーの秘匿に対する誤解の解消を図るため、関係ガイドライン等の見直しを含め、マイナンバーカードの普及促進とあわせて、制度の周知を積極的に進める。また、マイナンバー利用時の厳格な本人確認等を通じて、マイナンバーカード利用の安全性を確保する。

さらに、24時間365日一時停止が可能であることなど、マイナンバーカードの安全性の周知を徹底する。

同時に、金融取引、クレジットカード契約や携帯契約時のコピー等のアナログ慣行の見直し、公的個人認証をはじめとした本人確認手続電子化の普及促進等について、関係業界等へ要請し、マイナンバーカードを用いた身分証明における電子化の普及促進を図る。

(2) マイナンバーカードの広報の積極的展開

国は、上記3.(1)の市区町村における交付円滑化計画の策定・推進等や3.(2)の全業所管官庁から業界団体等を通じたマイナンバーカードの普及のための計画的な取組等を積極的に進める前提として、自ら率先して政府広報をはじめ活用できるあらゆる媒体を通じ、マイナンバーカードの取得促進のための広報を、本年8月以降、積極的に実施する。その際、自治体ポイントを活用した消費活性化策や健康保険証利用をはじめとするマイナンバーカードの利便性の向上や、マイナンバーの秘匿に対する誤解払拭をはじめとしたマイナンバー制度の理解促進とマイナンバーカードの安全性等に関する広報については、広く国民一般に対して呼びかける必要があることから、テレビCMやウェブ動画など政府広報をはじめとする広報を積極的・継続的に展開する。さらには、全業所管官庁から業界団体等を通じた周知広報を効果的に展開するため、マイナンバー制度に関する広報の充実を図り、これを活用して業界団体等の従業者（被保険者）などに対する広報資料などの提供を早急に行う。

(3) 券面表記の見直し等

身分証明書としての役割の拡大等を踏まえ、日本国表記、元号・西暦等の券面表記の見直しを検討する。

さらに、ふりがな、ローマ字の券面表記に向けた制度化を検討する。

6. マイナンバーの利活用の推進

(1) マイナンバー法に基づく情報連携の推進

マイナンバー法に基づく情報連携は、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人のものであるということを確認するための基盤であり、公平・公正な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、デジタル社会のインフラとして国

民の利便性の向上や行政の効率化に資するものであることから、その効果を早期に最大限発揮することが重要である。

現在、児童手当や介護保険など 1200 以上の行政手続において情報連携の本格運用が開始されており、今後年金関係の 1000 以上の行政手続が順次加わることが想定されていることから、その着実な運用と添付書類の削減等を徹底し、国民の負担軽減や利便性の向上の実現を図る。さらに今国会で拡充された戸籍に関する情報などの情報連携対象事務についても、その施行に向け着実に取り組む。

(2) マイナンバー法等に基づくマイナンバーの利活用等

マイナンバーについては、安全・安心で利便性の高いデジタル社会において、社会保障の公平性の実現や適正・公平な課税の観点等から、所得のみならず資産を適切に評価しつつ能力に応じた負担を求める公平な社会保障等を目指し、マイナンバーの利活用を進めている。

今後ともマイナンバー法の着実な実施を図るため、金融機関における預貯金付番ガイドラインの遵守の徹底等を行うとともに、付番の進捗状況等の必要なフォローアップを行う。また、保険契約者の生前のマイナンバー収集に向けた要請とフォローアップを行う。あわせて、行政機関と金融機関の間のオンライン・ワンストップ化を検討する。

また、平成 27 年改正マイナンバー法の法施行後 3 年後見直しの規定に基づき、預貯金付番等の実効性を確保するための制度について、他の金融資産の取扱いを踏まえつつ検討・整備する。あわせて、本人から多様な手法によりマイナンバーを提供する方法について検討を行う。

(3) マイナンバーの利活用による行政の利便性向上・運用効率化の推進

今後は、国・地方を問わず、利用者の視点に立って、業務フローを見直す業務改革（BPR）を徹底した上で、マイナンバー制度等の活用により、最初から最後までデジタル完結する行政サービスを提供し、利用者の利便性向上や行政運営の効率化を図ることとする。あわせて、政府の IT 調達や、国・地方の関係機関のシステム改修・運用経費を含めた IT に係る補助金の執行に当たっては、内閣情報通信政策監（政府 CIO）の関与の下、適正を確保することとする。

社会全体としてデータの共同利用の促進・重複管理コストの削減を目指す観点から、クラウド等を活用した企業と行政機関等との間のデータ共有による新しい提出方法について、企業が行う社会保険・税手続において順次実施するとともに、行政機関等による処分通知等への活用も検討の上、順次実施する。（令和 3 年度以降順次実施）

Ⅲ フォローアップ等

本方針に基づき、各府省は必要な施策を講じていくとともに、検討課題について、関係省庁等において具体的な検討を行う。また、これらの施策の実施に当たっては、真に効率的・効果的な手法によることとする。

内閣官房は、各府省の施策の実施状況等について定期的にフォローアップしていくこととし、その結果はデジタル・ガバメント閣僚会議に報告することとする。

7.4 マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進について (◎内閣府、内閣官房、関係府省)

(1) 各種カード、手帳等との一体化等の推進

安全・安心で利便性の高いデジタル社会の構築に向け、マイナンバーカードを基盤として、既存の各種カード、手帳等との一体化等を別紙4の工程表に沿って推進する。

(2) マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備

国家公務員・地方公務員等(国家公務員共済組合・地方公務員共済組合)について、2019年度(令和元年度)内でのマイナンバーカードの一斉取得を推進するとともに、これまでの取組も踏まえつつ、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者について、被保険者証の更新時期等において、マイナンバーカードの一斉取得を推進する。

8 業務におけるデジタル技術の活用

8.1 AI・RPA等のデジタル技術の活用 (◎内閣官房、総務省、◎全府省)

近年、デジタル技術の発展が目覚ましいにもかかわらず、業務において十分に活用されていない実態がある。業務改革(BPR)を徹底し、行政サービスの利用者と行政機関間のフロント部分だけでなく、行政機関内のバックオフィスを含めたプロセスの再設計を行うに当たっては、技術の進展に応じて、デジタル技術の活用についても費用対効果を含めて検討することが重要である。

業務のデジタル化により、大量・高速な業務処理の実現や正確性の向上(ヒューマンエラーの削減)が図られ、これまで人の手で行っていた作業を補強、代替することが可能である。その方法としてはいくつか考えられるが、近年では、情報システムの活用に加えて、AIやRPA等の活用といったものが挙げられる。

例えば、RPAを活用することで、数値や定義づけられた項目として構造化されたデータの集計や処理が可能であり、大量かつ反復して行われる業務を高速で処理する等において、効率化・自動化の効果が期待される。こうした手法は、データの入力・転載作業、記入漏れや不備等についての形式的な審査といった業務において効果が期待される。

別紙4 マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表

	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度) ※ほとんどの住民が 保有(想定)	2023年度～ (令和5年度～)	担当部署	
	1月～3月						
医療関係	健康保険証	システム開発・医療機関等での導入準備等		本格運用(令和3年3月～)	※概ね全ての医療機関等での導入を目指す(令和5年3月)	厚生労働省 保険局医療介護連携政策課	
	薬剤情報、特定健診情報			薬剤情報のマイナポータル閲覧(令和3年10月～)	特定健診情報のマイナポータル閲覧(令和3年3月～)	厚生労働省 保険局医療介護連携政策課	
	患者の利便性向上	先行事例の実証	モデル事業、実証・モデル事業を踏まえた横展開				厚生労働省 医政局研究開発振興課
	処方箋の電子化、お薬手帳	電子化の検討(電子処方箋ガイドラインの改定等) 電子化に向けた環境整備の検討	電子化に向けた環境整備		環境整備を踏まえた実施	厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課	
	生活保護受給者の医療扶助の医療券・調剤券	フィジビリティ調査、制度的な検討	地方との協議	環境整備・システム開発		本格運用	厚生労働省 社会・援護局保護課
	介護保険被保険者証	被保険者証そのものの在り方について見直しを行い、保険者等の関係者と合意		合意された内容に基づき、システム開発		本格運用	厚生労働省 老健局介護保険計画課
	PHR (Personal Health Record) 健康診断の記録	PHR検討会での検討 ・PHRの検討における留意事項の決定 ・留意事項に基づく各健診等の工程表の検討 ・中間報告(工程表決定)		工程表に基づき各担当部署が環境整備 順次、マイナポータル等での閲覧、情報連携できる情報を拡大			厚生労働省健康局健康課 他 文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課
母子健康手帳			乳幼児健診情報等のマイナポータル閲覧			厚生労働省子ども家庭局 母子保健課	
就労関係	ハローワークカード	システム刷新・求職者マイページとのマイナポータル連携/マイナンバーカード活用準備			本格運用	厚生労働省職業安定局 首席職業指導官室	
	ジョブ・カード	デジタル化等の方針検討	システム開発		マイナポータル閲覧	厚生労働省人材開発統括官 キャリア形成支援室	
	技能士台帳	システム整備準備	システム整備		マイナポータル閲覧	厚生労働省人材開発統括官 能力評価担当参事官室	
	安全衛生関係各種免許	システム整備準備	システム整備		マイナポータル閲覧	厚生労働省労働基準局 安全衛生部計画課	
	技能講習修了証明書	データベース拡充	システム整備準備	システム整備 試行運用		マイナポータル閲覧	厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課
	建設キャリアアップカード	フィジビリティ調査	マイナンバーカードの利用環境整備		保有資格等のマイナポータル閲覧	国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課	
各種証明書等関係	在留カード	検討・方針の決定	措置内容の検討・結論	措置内容に応じた対応(法改正等)		出入国在留管理庁 在留管理支援部 情報分析官	
	教員免許状	環境整備等		運用開始		文部科学省総合教育政策局 教育人材政策課	
	大学の職員証、学生証	モデル事業実施と実施結果等を踏まえた大学関係者への周知		国立大学法人の中期目標・中期計画への反映		文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課	
	障害者手帳	障害者手帳のデジタル化等の推進			インターネット予約対応	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課	
	e-Tax等	設計・開発	マイナポータルを通じて、年末調整・確定申告手続に必要な情報を一括入手、各種申告書への自動入力を開始			国税庁長官官房企画課	
	タスポカード	マイナンバーカードの普及状況を踏まえ、業界団体における開発・導入を検討			自販機順次入替	財務省理財局 たばこ塩事業室	
	社員証等	利用手続簡素化に向けた検討・取りまとめ	事業者向け周知・広報		進捗状況等に応じた対応	総務省自治行政局 住民制度課	
運転経歴証明書	運転経歴証明書が発行済であることを表示するシールの検討・準備	シールの交付		システム連携等	警察庁交通局運転免許課		
公共サービス	利用拡大の推進 ・公共交通サービス ・図書館カード ・その他地方公共団体発行カード	先進又は優良事例の周知・横展開及び多目的利用の推進による普及			進捗状況等に応じた対応	総務省自治行政局 住民制度課 情報流通行政局情報流通振興課 自治行政局地域情報政策室	

国自旅第77号
令和2年6月26日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿
内閣府沖縄総合事務局 運輸部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認について

標記については、平成31年2月7日付国自旅第242号「障害者割引運賃による乗車券の購入及び乗車時の本人確認について」により、公共交通事業者に対し、「障害者に対し過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うこと」について理解と協力を求めてきたところ、障害者割引適用時の本人確認方法として、マイレージ等の会員サービス及び交通ICカード等の活用に加え、新たにスマートフォン等の活用により、利用の度に障害者手帳の提示を求めている事業者が増加しているところです。

今般、本年4月22日に第77回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 第8回官民データ活用推進戦略会議 合同会議で決定された「IT新戦略策定に向けた方針について」において、「移動や施設利用の利便性の確保のため、障害者本人確認等の簡素化」が示されました。

また、これを受け、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室より関係省庁に対し、障害者の本人確認等の簡素化の要請等の依頼がなされ、今般、総合政策局安心生活政策課長及び情報政策課長から、別添のとおり、障害者割引運賃・料金による乗車時等の本人確認に関して、協力依頼がなされております。

つきましては、障害者等の移動及び施設利用上の利便性をより向上させる観点から、貴局管内の事業者に対し、「障害者手帳等の提示を利用の都度求めていない例」（別紙参照）を周知するとともに、障害者割引運賃・料金による乗車時等の本人確認に際しては、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うことについて、理解と協力を求めていますようよろしくお願いいたします。

なお、本件につきましては、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会、一般社団法人全国個人タクシー協会及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会あて別添の通知を行っていることを申し添えます。

国総安政第25号
国総情政第49号
令和2年6月23日

自動車局旅客課長 殿

総合政策局安心生活政策課長
情報政策課長
(押印省略)

障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認について

標記については、平成31年1月21日付国総安政第89号「障害者割引運賃による乗車券の購入及び乗車時の本人確認について」により、公共交通事業者に対し、「障害者に対し過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うこと」について理解と協力を求めてきたところ、障害者割引適用時の本人確認方法として、マイレージ等の会員サービス及び交通ICカード等の活用に加え、新たにスマートフォン等の活用により、利用の度に障害者手帳の提示を求めている事業者が増加しているところ

です。
今般、本年4月22日に第77回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 第8回官民データ活用推進戦略会議 合同会議で決定された「IT新戦略策定に向けた方針について」において、「移動や施設利用の利便性の確保のため、障害者本人確認等の簡素化」が示されました。

また、これを受け、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室より関係省庁に対し、障害者の本人確認等の簡素化の要請等について、依頼がなされたところです。

については、障害者等の移動及び施設利用上の利便性をより向上させる観点から、下記の措置を速やかに講ずるようお願いいたします。

記

関係事業者等に対し、マイレージ等の会員サービス、交通ICカード、スマートフォン等の活用による電子的な方法等を活用し、利用の度に障害者手帳の提示を求めている事例（別紙参照）を周知するとともに、障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認に際しては、障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うことについて、理解と協力を求めること。

以上

障害者手帳等の提示を利用の都度求めていない例

○航空事業者の例【ANAグループ・JALグループによる会員情報による確認】

大手航空会社（ANAグループ、JALグループ）においては、次のいずれかの方法で障害者手帳等に係る情報を事前に会員情報に登録すれば、障害者手帳等の提示が会員カードなどによる確認で代替可能。

- ・ 初回搭乗時に障害者手帳等と会員カードを空港手続カウンターに提示し、登録
- ・ 申込書とともに障害者手帳等の写しを郵送し、登録

会員情報への登録により、障害者割引の航空券をインターネットで購入した場合でも、チェックイン時に障害者手帳を提示する必要はなく、直接保安検査場へ行くことも可能。



(読み取り機にタッチして登録情報を確認)

○鉄道・乗合バス事業者の例【スルッと KANSAI 特別割引用 ICカードによる確認】

スルッと KANSAI 協議会に加盟している各交通機関（ICカード取扱事業者）において利用できる第1種身体障害者の方または第1種知的障害者の方とその介護者の方を対象とした割引料金が適用されるプリペイド式ICカード。

入手方法は、「申込書（封筒）」と「手帳確認届」、その他必要書類を準備のうえ株式会社スルッと KANSAI に郵送。

- ・ 申込み及び利用については、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄の区分に「第1種」と記載された身体障害者手帳または療育手帳が必要
- ・ 都度の手帳の提示は不要（係員が求めた場合は提示が必要）となります。
- ・ 本人用カードと介護者用カードとの一緒の利用が必要（交通事業者が別途認める場合、本人用カードのみでの利用が可能）
- ・ 全国相互利用サービスは非対応
- ・ ご利用前のチャージ及び年1回の「継続利用確認」の手続きが必要
- ・ 「手帳確認届」及び「継続利用確認」は、本人が手帳を持参のうえ、駅等の窓口で手続き



(スルッと KANSAI 特別割引用 ICカード)

〇一部の公共交通事業者の事例【スマートフォンアプリによる確認】

一部の公共交通事業者(※)においては、スマートフォンアプリ（ミライロID）による障害者手帳情報を表示した画面の提示により、障害者手帳等の提示の代替とすることが可能。

※主な導入事業者

鉄 道：西武鉄道(株)、京王電鉄(株)

乗合バス：西武バス(株)、湖国バス(株)

タクシー：(一社)東京ハイヤー・タクシー協会加盟事業者、神奈川都市交通(株)

旅客船：(株)フェリーさんふらわあ、近江トラベル(株)

航 空：ANA、JAL

ミライロID導入事業者数（公共交通事業）：約400事業者

ミライロIDとは、障害者手帳等に記載されている情報をスマートフォン内に取り込み、同情報をスマートフォン画面に表示させる機能を持つアプリ。（令和元年7月よりサービス開始）

さらに、マイナポータルAPI（マイナンバーカード情報）との連携が本年6月17日より開始。

- ・ スマートフォンにアプリケーションをインストールして使用。
- ・ 約300種類以上の異なるデザイン・フォーマットの障害者手帳を1つのフォーマットに統一して障害者手帳の情報を表示。
- ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に対応。
- ・ マイナンバーカードを利用した確実な本人確認の実施及び自己情報取得API から障害者手帳情報等を取得（ただし、療育手帳については、現時点でAPIによる情報取得は未対応）

【登録の方法】写真で障害者手帳等の情報を取り込み、アプリに登録



【マイナポータルとの連携】マイナンバーカードを利用した本人確認の実施



【利用】利用時はアプリを起動させ、スマートフォン上に障害者手帳情報を表示・提示